

付 録

目 次

付 録

1. 業種別の算定事例.....	1
1.1 セメント製造事業者.....	2
1.2 電気事業者（火力発電所）	18
1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）	25
1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）	32
1.5 貨物輸送事業者	41
1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）	52
1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）	68
1.8 荷主.....	79
2. 日本標準産業分類一覧.....	83
3. チェックシート	124

1. 業種別の算定事例

主な業種別に対象の判定や報告する排出量の算定を行う事例をサンプルとして示します。

- 1.1 セメント製造事業者
- 1.2 電気事業者（火力発電所）
- 1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）
- 1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）
- 1.5 貨物輸送事業者
- 1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）
- 1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）
- 1.8 荷主

※活動別の排出量、温室効果ガス別の排出量の数値を算定する際には、それぞれ端数処理や有効数字の処理をせずに計算します。ただし、以下の事例中の排出量算定の途中の計算式では、表記以上の桁数があるという前提で計算しているため、表記上は四則演算の結果が合わない部分があります。

1.1 セメント製造事業者

セメント製造事業者において本制度の下で算定対象となり得る範囲としては、鉱業所・セメント製造事業所、輸送のためのトラックなどがありますが、ここではセメント製造事業者にとって主となる活動である製造事業所を1箇所のみ有する事業者を想定します。

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは次のような事業所を想定します。クリンカー生産量は年間120万tで、燃焼設備としては、セメント焼成炉、セメント原料乾燥炉及び自家発電設備を保有しています。セメント製造の使用電力の大部分を自家発電で賄い、一部電力を外部へ販売し、廃棄物・副産物をセメント焼成炉、自家発電設備（常圧流動床ボイラー）で原燃料として使用しています。

具体的には、下表のような原料やエネルギーを使用しているものと想定します。下表に示されていない燃料、廃棄物、副産物も対象となり得ますので、それらを使用している事業者は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」といいます。）に従って算定してください。

クリンカー生産量		120 万 t	
原料使用量	天然資源	石灰石	130 万 t
		粘土	6 万 t
		珪石	10 万 t
	廃棄物・副産物	非鉄鉱さい	2 万 t
		製鋼スラグ	1 万 t
		高炉スラグ（水砕）	5 万 t
		石炭灰（燃え殻）	10 万 t
		石炭灰（ばいじん類）	10 万 t
		汚泥	2 万 t
		下水汚泥	4 万 t
エネルギー使用量	化石燃料	輸入一般炭	24 万 t
		石油コークス	2 万 t
		A 重油	1,000 kl
		C 重油	2,500 kl
		購入電気の使用	1 万 MWh
	廃棄物・副産物	廃タイヤ	1.05 万 t
		廃プラスチック類	1 万 t
		廃油	1 万 t
		木材チップ（有償）	2,000 t
		木くず	1.3 万 t
		肉骨粉	1 万 t

エネルギー使用量（内訳）

エネルギー等の種類		使用量			
		合計	セメント 焼成炉	セメント 原料乾燥炉	自家発電
化石燃料	輸入一般炭	24 万 t	130,000 t	10,000 t	100,000 t
	石油コークス	2 万 t	20,000 t		
	A 重油	1,000 kl			1,000 kl
	C 重油	2,500 kl	2,000 kl	500 kl	
	購入電気の使用	1 万 MWh	10,000 MWh		
廃棄物・ 副産物	廃タイヤ	1.05 万 t	10,000 t		500 t
	廃プラスチック類	1 万 t	10,000 t		
	廃油	1 万 t	10,000 t		
	木材チップ（有償）	2,000 t			2,000 t
	木くず	1.3 万 t	10,000 t		3,000 t
	肉骨粉	1 万 t	10,000 t		

※ 廃プラスチック類は、合成繊維及び廃タイヤを除く産業廃棄物であるものとします。また、廃油は植物性のもの又は動物性のものではないとします。

自家発電実績

総発電量	発電所内使用電力量	工場内使用電力量	売電量
384,000MWh	34,000 MWh	120,000 MWh	230,000 MWh

このセメント製造事業所における排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源		温室効果ガス	備 考
セメント工場	セメント製造プロセス	非エネルギー起源 CO ₂	
	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む）	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法 ¹ 対象
		CH ₄	
		N ₂ O	

※ 「廃棄物の原(燃)料としての使用」の「原(燃)料」は、例えば廃タイヤに含まれる鉄を原料として使用すると同時にエネルギー回収を行う場合等が該当し、純粋な原料代替は含みません。

※ 上記の表では工場のみを対象としています。サイト内に存在する本社ビル等の施設からの排出も算定・報告の対象となります。

¹ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）を指す。以下同じ。

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って報告対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	(省エネ法 定期報告書)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
非エネルギー起源 CO ₂	セメント製造プロセス	第1表④ 別紙第1表③	
CH ₄	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	第1表⑥ 別紙第1表⑤	
N ₂ O	燃料の使用（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）	第1表⑦ 別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計で 3,000 t 以上
--

ここでは、セメントの中間製品であるセメントクリンカーを製造する際に、原料として使用される石灰石からの CO₂ 排出（セメント製造プロセス）が対象となります。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量
 （算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-74 ページ）参照）

判定は、算定省令で定められた排出係数の値を使って計算します。排出量は以下のとおりとなります。

セメントクリンカー製造量	排出係数	排出量 (tCO ₂)
120 万 t	0.515 tCO ₂ /t	618,000

したがって、非エネルギー起源 CO₂ 排出量の合計は **618,000 tCO₂** となり、3,000 tCO₂ 以上であるため、**非エネルギー起源 CO₂ は報告対象**となります。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

本事業所の場合、セメント焼成炉、セメント原料乾燥炉、自家発電設備において燃料（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）を使用する際に CH₄ の排出がありますので、これらによる CH₄ 排出量を算定します。

<CH₄：セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用による CH₄ 排出は、化石燃料について排出係数が定められていますので、焼成炉に投入する各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-109 ページ）参照）

本事業所の場合、化石燃料は輸入一般炭と石油コークス、C 重油を使用していますので、各燃料の排出量を計算します。算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	13 万 t	26.1 GJ/t	0.0000015	5.0895
石油コークス	2 万 t	34.1 GJ/t	0.0000015	1.023
C 重油	2,000 kl	41.8 GJ/kl	0.0000015	0.1254
合計				6.2379

<CH₄：セメント原料乾燥炉>

セメント原料乾燥炉における燃料使用による CH₄排出も算定対象となります。乾燥炉に投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	1 万 t	26.1 GJ/t	0.000029	7.569
C 重油	500 kl	41.8 GJ/kl	0.000029	0.6061
合計				8.1751

<CH₄：自家発電設備>

自家発電設備(常圧流動床ボイラー)における燃料使用による CH₄排出も算定対象となります。投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。
なお、CH₄に関しては売電分の排出量の控除は行いません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.00000013	0.3393
A 重油	1,000 kl	38.9 GJ/k;	0.00000026	0.010114
廃タイヤ	500 t	33.2 GJ/t	0.00000013	0.002158
木材チップ (有償)	2,000 t	13.2 GJ/t	0.00000020	0.00528
木くず	3,000 t	17.1 GJ/t	0.00000020	0.01026
合計				0.367112

したがって、CH₄ 排出量の合計は、**6.2379 tCH₄+8.1751 tCH₄+0.367112 tCH₄=14.780112 tCH₄**となります。CH₄の地球温暖化係数（28）を用いてCO₂換算すると**413.843136 tCO₂**であり、3,000 tCO₂未満のため、**CH₄排出量は報告対象となりません。**

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N ₂ O 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t（約 11.4 tN ₂ O）以上
--

本事業所の場合、セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備において燃料（廃棄物の原燃料としての使用を含む。）を使用する際に N₂O の排出がありますので、これらによる N₂O 排出量を算定します。

<N₂O：セメント焼成炉>

セメント焼成炉における燃料使用による N₂O 排出は、その他工業炉における使用として各燃料の排出係数が定められています（その他工業炉における廃油及び肉骨粉の使用は算定対象外）。焼成炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-169 ページ）参照）

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	13 万 t	26.1 GJ/t	0.0000011	3.7323
石油コークス	2 万 t	34.1 GJ/t	0.0000011	0.7502
C 重油	2,000 kl	41.8 GJ/kl	0.0000018	0.15048
廃タイヤ	1 万 t	33.2 GJ/t	0.0000011	0.3652
廃プラスチック類	1 万 t	29.3 GJ/t	0.0000011	0.3223
合計				5.32048

<N₂O：セメント原料乾燥炉>

セメント原料乾燥炉における燃料使用による N₂O 排出も、その他工業炉における使用として各燃料の排出係数が定められています。乾燥炉に投入する燃料の量を把握し、熱量換算した後、排

出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	1 万 t	26.1 GJ/t	0.0000011	0.2871
C 重油	500 kl	41.8 GJ/kl	0.0000018	0.03762
合計				0.32472

<N₂O：自家発電設備>

自家発電設備（常圧流動床ボイラー）における燃料使用による N₂O 排出も算定対象となります（常圧流動床ボイラーにおける A 重油及び廃タイヤの使用は算定対象外です。）。投入される各燃料の量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。なお、N₂O に関しては売電分の排出量の控除は行いません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.000054	140.94
木材チップ（有償）	2,000 t	13.2 GJ/t	0.00000087	0.022968
木くず	3,000 t	17.1 GJ/t	0.00000087	0.044631
合計				141.007599

したがって、N₂O 排出量の合計は、**5.32048 tN₂O + 0.32472 tN₂O + 141.007599 tN₂O = 146.652799 tN₂O** となります。N₂O の地球温暖化係数（265）を用いて CO₂ 換算すると **38,862.991735 tCO₂** であり、3,000 tCO₂ 以上であるため、**N₂O 排出量は報告対象となります。**

(5) その他

本事業所においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

なお、事業所内の暖房・構内物流等に燃料を使用している場合も算定対象となりますので、実態に応じて算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下のガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
非エネルギー起源 CO ₂	セメント製造プロセス	第1表④ 別紙第1表③	
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦ 別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂の算定は、セメント製造及び自家発電における燃料の使用に伴う排出、購入した電気の使用に伴う排出が対象となるため、それぞれ算定し、合計します。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

<セメント製造における燃料使用>

事業者全体の燃料使用量を燃料種別に集計し、単位量当たりの発熱量、炭素排出係数（単位発熱量当たりの炭素排出量）及び 44/12（炭素量を二酸化炭素量へ変換する係数）を乗じることで求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-33 ページ）参照）

ここでは、単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定して算定します。また、発熱量実測値、燃料供給者から提供された排出係数を使うこともできます。なお、木くず、肉骨粉も燃料として利用されていますが、これらはバイオマス起源であり、ここでは算定対象外となります。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	14 万 t	26.1 GJ/t	0.0243	325,571.4
石油コークス	2 万 t	34.1 GJ/t	0.0245	61,266.3333
C 重油	2,500 kl	41.8 GJ/kl	0.0202	7,739.9666
廃タイヤ	1 万 t	33.2 GJ/t	0.0135	16,434.0
廃プラスチック類 (産業廃棄物)	1 万 t	29.3 GJ/t	0.0239	25,676.5666
廃油	1 万 t	40.2 GJ/kl	0.0179	26,384.6
合計				463,072.8666

注) 単位発熱量及び炭素排出係数は、算定省令第 2 条第 4 項及び別表第 1 参照

<自家発電用燃料の使用に伴う排出>

総排出量の計算

自家発電設備に投入される燃料の使用に伴う CO₂ 排出量を計算します。本事業所は自家発電の一部を売電していますが、主たる事業が電気事業ではないため、他者への供給分を報告する必要はありません。

単位発熱量、排出係数ともに算定省令で定められた値を使用した場合を想定し、算定します。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.0243	232,551.0
A 重油	1,000 kl	38.9 GJ/kl	0.0193	2,752.8233
廃タイヤ	500 t	33.2 GJ/t	0.0135	821.7
合計				236,125.5233

売電量相当排出量の控除

次に、売電量相当の CO₂ 排出量を控除します。計算は下記のとおりです。

控除すべき CO₂ 排出量＝自家発電による電気販売量×自家発電における排出係数
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-53 ページ) 参照)

なお、廃棄物の原燃料使用により発生させた電気を他人に供給した場合は、それに相当するエネルギー起源 CO₂ 排出量を控除することはできません。よって、以下の計算においては、廃タイヤ分の排出量は含みません。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	10 万 t	26.1 GJ/t	0.0243	232,551.0
A 重油	1,000 kl	38.9 GJ/kl	0.0193	2,752.8233
合計				235,303.8233

自家発電における排出係数

$$= 235,303.823 \cdots \text{ tCO}_2 \div 384,000 \text{ MWh} = 0.61277 \text{ tCO}_2/\text{MWh}$$

控除すべき CO₂ 排出量

$$= 230,000 \text{ MWh} \times 0.61277 \text{ tCO}_2/\text{MWh} = 140,937.185 \cdots \text{ tCO}_2$$

したがって、自家発電量燃料の使用に伴う排出量は、

$$236,125.5233 \cdots \text{ tCO}_2 - 140,937.185 \cdots \text{ tCO}_2 = \mathbf{95,188.337 \cdots \text{ tCO}_2}$$
 となります。

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電氣量を、供給を受けている電氣事業者別に集計します。次に、供給を受けている電氣事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電氣事業者別排出係数一覧」から取得し、電氣使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電氣事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

排出源	電氣使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※ ¹	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入電氣の 使用	1 万 MWh	0.000405 (基礎排出係数 メニューC)	4,050
		0.000300 (調整後排出係数 メニューC) ※ ²	3,000

※¹ 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※² 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を、上記で算出した排出量から控除又は加算します。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力・熱証書由来)
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、以下の証書等を用いると仮定します。

- ・非化石証書に係る電力の量：0.5 万 MWh

グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量：500 tCO₂

- ・再エネ電力由来 J ークレジット：800 tCO₂

- ・他者へ移転した量：0 tCO₂

非化石電源二酸化炭素削減相当量は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を用いて算定します。ここでは、全国平均係数 0.000438 tCO₂/kWh、補正率 1.02 と仮定します。

非化石電源二酸化炭素削減相当量

＝非化石証書に係る電力の量×全国平均係数×補正率（小数点以下切り捨て）

＝0.5 万 MWh×0.000438 tCO₂/kWh×1.02＝2,233 tCO₂

証書等による排出量の控除量

＝グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量+再エネ電力
由来 J ークレジット+非化石電源二酸化炭素削減相当量

＝500 tCO₂+800 tCO₂+2,233 tCO₂＝3,533 tCO₂

購入した電気の使用に伴う排出量

4,050 tCO₂ － 3,533 tCO₂ ＝ 517 tCO₂

以上より、エネルギー起源 CO₂ 排出量は下表のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源			排出量（tCO ₂ ）
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	セメント製造	化石燃料使用	394,577.69999
			廃棄物の原燃料使用	68,495.16666
		自家発電	化石燃料使用	94,366.63748
			廃棄物の原燃料使用	821.7
	購入電気の使用（証書等控除前）			4,050
	購入電気の使用（証書等控除後）			517
	①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）			488,944.33747
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂			69,316.86666	
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂			517	
（特定事業所の場合）①エネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）			492,994.33747	

エネルギー起源 CO₂ は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **488,944 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **69,316 tCO₂**

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **517 tCO₂**

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **492,994 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **69,316 tCO₂**

(2) 非エネルギー起源 CO₂

非エネルギー起源 CO₂ は、セメント製造プロセス由来の排出があります。

セメントの製造においては、原料である石灰石を焼成することにより発生する CO₂ が非エネルギー起源 CO₂ の算定対象となるため、これを算定します。

排出量＝セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量
（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-74 ページ）参照）

算定省令で定められた値の排出係数は 0.515 tCO₂/t です。

算定省令で定められた排出係数 0.515 tCO₂/t は、（一社）セメント協会が提供したデータに基づいて廃棄物等由来の酸化カルシウム（CaO）、酸化マグネシウム（MgO）を控除して設定されてい

ます。下記 CaO 及び MgO の含有率を実測できる場合には、上記排出係数を適用せず、独自に排出係数を設定することも可能です。具体的な計算方法は以下のとおりです。

排出係数 (tCO₂/t)

$$= 0.785 \times (\text{クリンカー中 CaO 含有率 (\%)} - \text{クリンカー中廃棄物等由来 CaO 含有率 (\%)}) \\ + 1.092 \times (\text{クリンカー中 MgO 含有率 (\%)} - \text{クリンカー中廃棄物等由来 MgO 含有率 (\%)}) \\ (\text{算定・報告マニュアル第 II 編 (II-74 ページ) 参照})$$

ここでは、実測した結果、廃棄物等由来分を控除したセメントクリンカー中の CaO 含有率は 65%、MgO 含有率は 1.5%であったと仮定します。この場合、排出係数は以下のとおりとなります。

	CaO・MgO の 排出係数	セメントクリンカー中の 含有率	セメントクリンカー中の含 有率を考慮した排出係数
酸化カルシウム (CaO)	0.785 CO ₂ /CaO	65%	0.51025 t-CO ₂ /t
酸化マグネシウム (MgO)	1.092 CO ₂ /MgO	1.5%	0.01638 t-CO ₂ /t
合計			0.52663 t-CO ₂ /t

上記の排出係数を用いて、セメント製造プロセス由来の非エネルギーCO₂排出量を計算します。なおここではセメントキルダスト (CKD) は全量回収されているという前提で、CKD 補正係数は 1.00 と想定します。

排出源	セメントクリン カー製造量	排出係数	CKD 補正係数	CO ₂ 排出量
セメント製造 プロセス	120 万 t	0.52663 tCO ₂ /t	1.00	631,956 tCO₂

したがって、報告する非エネルギー起源 CO₂排出量は、**631,956 tCO₂**となります。

(3) N₂O

セメント焼成炉やセメント原料乾燥炉、自家発電設備で使用する燃料を利用する際の N₂O の排出が対象となります。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は 2) (4)に基づき計算し、報告する N₂O 排出量は小数点以下を切り捨て、**38,862 tCO₂**となります。

(4) 調整後温室効果ガス排出量

(1)～(3)で算定した各温室効果ガスの排出量から、調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量が 95,000 tCO₂（この数値には、「(1)エネルギー起源 CO₂ <購入した電気の使用に伴う排出>」で算定した 500 tCO₂ 相当のグリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量、800 tCO₂ 相当の再エネ電力由来 J-クレジットが含まれています。）、非化石電源二酸化炭素削減相当量が 2,233 tCO₂、無効化をした海外認証排出削減量及び自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量がいずれも 0 tCO₂ であると仮定します。

調整後温室効果ガス排出量

＝エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
 －排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
 －非化石電源二酸化炭素削減相当量
 ＋自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項目			排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	セメント製造	394,577.69999	13
		自家発電	94,366.63748	13
	購入電気の使用		3,000	11
非エネルギー 起源 CO ₂	セメント製造プロセス		631,956	14
N ₂ O	燃料の使用	セメント製造	1,495.978	8
		自家発電	37,367.01373	8
国内認証排出削減量等			▲97,233	15
調整後温室効果ガス排出量			1,065,530.32921	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **1,065,530 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

セメント製造業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量が3,000tCO₂以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法様式第1での記載は下記ようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

488,944 tCO₂

廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素

69,316 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

517 tCO₂

- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

1,065,530 tCO₂

指定－第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

492,994 tCO₂

廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素

69,316 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

- 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
- 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容
- 6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量
- 6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報
- 6 の 3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等
- 6 の 6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

指定－第 10 表

- 3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

④ 非エネルギー起源 CO₂ (⑤を除く。)

631,956 tCO₂

⑦N₂O

38,862 tCO₂

※調整後温室効果ガス排出量については、省エネ法定期報告書特定－第 12 表 3 に記載しているため、温対法様式第 1 第 2 表への記載は不要です。

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

③ 非エネルギー起源 CO₂ (④を除く。)

631,956 tCO₂

⑥N₂O

38,862 tCO₂

1.2 電気事業者（火力発電所）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、以下のような火力発電所（省エネ法における第一種エネルギー管理指定工場等に該当）を有する電気事業者（省エネ法における特定事業者）を想定します。なお、当該事業者の事業所はこの発電所のみであると想定します。

設備容量		100 万 kW
発電端熱効率		42 %
所内率		5 %
稼働率		75 %
発電電力量		6,570,120 千 kWh (うち 328,506 千 kWh が所内消費)
燃料使用量	輸入一般炭	2,155,405 t
	軽油	1,559 kl
燃焼方式		微粉炭燃焼

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源（施設及び活動種類）		温室効果ガス	備 考
発電所	燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	燃料の使用	CH ₄	
	燃料の使用	N ₂ O	

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
CH ₄	燃料の使用	第 1 表⑥、別紙第 1 表⑤	
N ₂ O	燃料の使用	第 1 表⑦、別紙第 1 表⑥	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH ₄) 以上
--

本事業者の場合、ボイラーにおける燃料の使用によって CH₄ が排出されますので、この CH₄ 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種はボイラーが該当します。

排出量 = (炉種・燃料種ごとに) 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-109 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.00000013	7.31328
軽油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.00000026	0.01540
合計				7.32869

したがって、CH₄ 排出量の合計は、7.328…tCH₄ となります。さらに CH₄ の地球温暖化係数(28)を用いて CO₂ 換算すると **205.203…tCO₂** であり、3,000 tCO₂ 未満のため、**CH₄ 排出量は報告対象となりません。**

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N ₂ O 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN ₂ O) 以上
--

本事業者の場合、燃焼方式は微粉炭燃焼であるため、流動床以外のボイラーにおける燃料の使用によって N₂O が排出されますので、この N₂O 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種は流動床以外のボイラーが該当します。

排出量＝（炉種・燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数
（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-169 ページ）参照）

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.00000085	47.81765
軽油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.00000019	0.01125
合計				47.82891

したがって、N₂O 排出量の合計は、47.828… tN₂O となります。さらに、N₂O の地球温暖化係数（265）を用いて CO₂ 換算すると 12,674.66… tCO₂ となり、3,000 tCO₂ 以上であるため、**N₂O 排出量は報告対象となります。**

(4) その他

本事業所においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	（省エネ法 定期報告書に記載）	省エネ法対象
N ₂ O	燃料の使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	

(1) エネルギー起源 CO₂

算定省令では、事業所が電気事業の用に供する発電所である場合、所内における燃料の使用に伴う排出量から外販分の排出量を控除した量（いわゆる配分後排出量）の他、外販分を控除する

前の排出量（いわゆる配分前排出量）も算定することとしています。

外販分の控除にはその発電所の電気の排出係数が必要であるため、ここではまず配分前排出量を先に算定します。

<燃料の使用に伴う排出（配分前排出量）>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-33 ページ）参照）

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
輸入一般炭	2,155,405 t	26.1 GJ/t	0.0243	5,012,415.88155
A 重油	1,559 kl	38.0 GJ/kl	0.0188	4,083.74853
合計				5,016,499.63008

<燃料の使用に伴う排出（配分後排出量）>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{配分前排出量} - \text{外販電力量} \times \text{排出係数}$$

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-33 ページ）参照）

排出係数は、電気供給者ごとに定められていますが、ここでは当該事業所の排出係数が算定可能であるため、実測による排出係数を用いて算定します。

$$\text{排出係数} = 5,016,499.630 \cdots \text{tCO}_2 \div 6,570,120,000 \text{ kWh} = 0.00076353 \cdots \text{tCO}_2/\text{kWh}$$

	外販電力量 (kWh)	排出係数 (tCO ₂ /kWh)	CO ₂ 控除量 (tCO ₂)
外販電力	6,241,614,000	0.00076353	4,765,674.64857

よって、配分後排出量 = 5,016,499.630 $\cdots$ - 4,765,674.648 $\cdots$ = 250,824.981 $\cdots$ tCO₂ となり、小数点以下を切り捨てると、配分後排出量は **250,824 tCO₂** となります。

(2) N₂O

ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は 2) (3) に基づき計算し、報告する N₂O 排出量は小数点以下を切り捨て、**12,674 tCO₂** となります。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂であった（いずれも無かった）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

＝エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
 －排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
 －非化石電源二酸化炭素削減相当量
 ＋自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項目		排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	250,824.98150	21
N ₂ O	燃料の使用	12,674.66271	21
国内認証排出削減量等		0	22
調整後温室効果ガス排出量		263,499.64421	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **263,499 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

電気事業者の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書及び温対法様式第 1 を提出します。

この事例では、1 事業者で 1 事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第 12 表」

に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定一第 10 表」にも記載します。また、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、温対法様式第 1 において事業者全体の排出量等を記載する「第 1 表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第 1 表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定一第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

250,824 tCO₂

- 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

5,016,499 tCO₂

- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

263,499 tCO₂

指定一第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

250,824 tCO₂

- 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

5,016,499 tCO₂

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

- ⑦ N₂O

12,674 tCO₂

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

⑥ N₂O

12,674 tCO₂

1.3 オフィス等電気及び熱利用中心の事業者（小売業）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、オフィス等電気及び熱利用が中心の事業者として、以下の小売店舗（省エネ法における第二種エネルギー管理指定工場等に該当）を有する事業者（省エネ法における特定事業者に該当）を想定します。なお、当該事業者の事業所はこの店舗のみであり、A 重油をボイラー（流動床式ではない）で使用していると想定します。

延床面積		48,516 m ² （大規模小売店舗に該当）
エネルギー消費量	電気	13,000,000 kWh
	A 重油	1,078 kl

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源 (場所及び活動種類)		温室効果ガス	備考
小売店舗	燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	購入電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	燃料の使用	CH ₄	
	燃料の使用	N ₂ O	

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		
CH ₄	燃料の使用	第 1 表⑥、別紙第 1 表⑤	
N ₂ O	燃料の使用	第 1 表⑦、別紙第 1 表⑥	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネ

ルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

CH₄ の排出源はボイラーにおける A 重油の燃焼のみであるため、それによる CH₄ 排出量を算定します。ボイラーにおける A 重油の燃焼による排出量の算定式は次のとおりです。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種類ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-109 ページ) 参照)

流動床以外のボイラーにおける CH₄ 排出は、液体化石燃料、気体化石燃料、固体化石燃料及びその他の燃料の種類について、それぞれについて排出係数が定められています。よって、ボイラーに投入する当該燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。さらに、CH₄ の地球温暖化係数 (28) を乗じて CO₂ 換算します。

燃料種	使用量	発熱量	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量	
				(tCH ₄)	(tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	38.9 GJ/kl	0.00000026	0.010902	0.305280

CO₂ 換算 3,000 tCO₂ 以下であるため、CH₄ は報告対象外となります。

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

本事業者の場合、流動床以外のボイラーにおける燃料 (A 重油) の使用によって N₂O が排出されますので、この N₂O 排出量を算定します。

算定方法は以下のとおりです。炉種は流動床以外のボイラーが該当します。

$$\text{排出量} = (\text{炉種} \cdot \text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-169 ページ) 参照)

流動床以外のボイラーにおける N₂O 排出は、液体化石燃料、気体化石燃料、固体化石燃料及びその他の燃料の種類について、それぞれについて排出係数が定められています。よって、ボイラーに投入する当該燃料の量を把握し、それぞれの量に排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。さらに、N₂O の地球温暖化係数（265）を乗じて CO₂ 換算します。

燃料種	使用量	発熱量	排出係数 (tN ₂ O/GJ)	N ₂ O 排出量	
				(tN ₂ O)	(tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	38.9 GJ/kl	0.00000019	0.007967	2.111386

CO₂ 換算 3,000 tCO₂ 以下であるため、N₂O は報告対象外となります。

(4) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
	購入電気の使用		

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している小売店舗では、燃料と電気を両方使用しているため、これらの使用に伴う排出量を合算して報告することになります。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

＜燃料の使用に伴う排出＞

算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×炭素排出係数×44/12

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-33 ページ）参照）

燃料種	燃料使用量	単位発熱量	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
A 重油	1,078 kl	38.9 GJ/kl	0.0193	2,967.54355

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電気を、供給を受けている電気事業者別に集計します。次に、供給を受けている電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電気事業者別排出係数一覧」から取得し、電気使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電気事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※1	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
電気	13,000,000 kWh	0.000457 (基礎排出係数 メニューN)	5,941
		0.000390 (調整後排出係数 メニューN) ※2	5,070

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 (グリーン電力・熱証書由来)
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、以下の削減量等を用いると仮定します。

- ・ 非化石証書に係る電力の量：10,000,000 kWh
- ・ グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量：500tCO₂

非化石電源二酸化炭素削減相当量は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を用いて算定します。ここでは、全国平均係数 0.000438 tCO₂/kWh、補正率 1.02 と仮定します。

非化石電源二酸化炭素削減相当量

＝非化石証書に係る電力の量×全国平均係数×補正率 (小数点以下切り捨て)

$$=10,000,000 \text{ kWh} \times 0.000438 \text{ tCO}_2/\text{kWh} \times 1.02 = 4,467 \text{ tCO}_2$$

証書等による排出量の調整量

=グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量

+非化石電源二酸化炭素削減相当量

$$=500\text{tCO}_2 + 4,467 \text{ tCO}_2 = 4,967 \text{ tCO}_2$$

購入した電気の使用に伴う排出量

$$5,941 \text{ tCO}_2 - 4,967 \text{ tCO}_2 = 974 \text{ tCO}_2$$

以上より、エネルギー起源 CO₂ 排出量は以下のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源	排出量 (tCO ₂)
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	2,967.54355
	購入電気の使用 (証書等控除前)	5,941
	購入電気の使用 (証書等控除後)	974
①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)		2,967.54355
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		0
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂		974
(特定事業所の場合) ①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く。)		8,908.54355

エネルギー起源 CO₂ は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : **2,967 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **0 tCO₂**

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **974 tCO₂**

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂ (②を除く。) : **8,908 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂ : **0 tCO₂**

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、「(1)エネルギー起源 CO₂ <購入した電気の使用に伴う排出>」で算定した以下の削減量等を用いると仮定します。

・非化石証書に係る電力の量 : 10,000,000 kWh

・グリーン電力証書に由来するグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量 : 500tCO₂

調整後温室効果ガス排出量

- =エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
- 排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- +自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項 目		排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	2,967.54355	28
	購入電力の使用	5,070	28
国内認証排出削減量等		▲4,967	29
調整後温室効果ガス排出量		3,070.54355	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **3,070 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

大規模小売店舗の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書を提出します。

この事例では、1 事業者で 1 事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等）に該当していますので、事業者全体の排出量等を記載する「特定－第 12 表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第 10 表」にも記載します。

省エネ法の定期報告書での記載は下記ようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

2,967 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

974 tCO₂

- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

3,070 tCO₂

指定－第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

8,908 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

- 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
- 6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量
- 6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報
- 6 の 3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等
- 6 の 6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

指定－第 10 表

- 3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

1.4 冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者（食料品小売業等）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、業務用冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者として、以下の設備を有する事業者（同程度の規模の総合スーパーを10店舗展開、省エネ法における特定事業者に該当）を想定します。

保有設備	エネルギー源	エネルギー消費量	備考
冷凍・冷蔵設備	電気	597 万 kWh	全ての設備で、冷媒として HFC（R-404A）を封入。 別置型ショーケース 500 台 （コンデンシングユニット 50 台） 内蔵型ショーケース 100 台
空調設備	電気	190 万 kWh	全ての設備で、冷媒として HFC（R-410A）を封入 200 台（各店舗平均 20 台ずつ）設置
照明設備	電気	309 万 kWh	—

冷媒として HFC を利用している冷凍空調機器については、使用開始、整備、回収時に冷媒の充填や回収を行う場合の冷媒の漏えいが排出源となっています。排出が起る場所の管理者が報告対象者となるため、業務用冷凍空調機器を設置している事業者が使用開始時・整備時・回収時の冷媒の回収・封入による HFC の排出量を算定する必要があるかは一概には分からず、充填及び回収の実態に応じて判断する必要があります。

一般的には、別置型ショーケースや大型の冷凍機等の冷媒用の配管を設置する必要がある設備においては、冷媒の充填量が大きいため、使用開始時、整備時、廃棄時ともに冷媒の充填及び回収を実施していることが多いです。一方で、内蔵型ショーケースや空調機のように封入される冷媒の量が少ない場合、冷媒の充填及び回収を行わないケースもありますが、行うケースもあります。

ここでは、全ての設備で以下の表のように排出活動を行ったとします。

主な業務用冷凍空調機器の設備種別	使用開始における冷媒の封入	整備における冷媒の回収及び封入	廃棄時の設置現場での冷媒の回収
別置型ショーケース	実施	実施	実施
内蔵型ショーケース	実施せず	実施せず	実施せず
空調機	実施	実施せず	実施せず

具体的な冷媒の充填及び回収量を以下のように仮定します。

設備種類	使用冷媒	機器使用開始時	機器の整備時			機器の廃棄時	
		機器使用開始時のHFC使用量	回収時機器中残存量	回収・適正処理量	再封入時使用量	回収時機器中残存量	回収・適正処理量
別置型ショーケース	R-404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)	153kg	2,200g	1,496kg	2,238kg	300kg	204kg
内蔵型ショーケース	R-404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)	—	—	—	—	—	—
空調機	R-410A (HFC-32:50%, HFC-125:50%,)	66kg	—	—	—	91kg	54.6kg

このため、排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

温室効果ガス	排出源（場所及び活動種類）	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入	フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-235ページ）参照）
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	第1表⑧	
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入		フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連(算定・報告マニュアル第Ⅱ編(Ⅱ-235ページ)参照)
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収		

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) HFC

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

HFC 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t 以上
--

本事業者の場合、冷凍・冷蔵設備や空調設備の使用開始、整備、廃棄に伴う HFC の排出(漏えい)がありますので、これらによる HFC 排出量を算定します。

<HFC：冷凍・空調機器の使用開始時>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される業務用冷凍空気調和機器(自動販売機を除く。)の使用開始において漏えいする HFC の量については、機器使用開始における冷媒の封入時の HFC 使用量に、単位使用量当たりの排出量を乗じて HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{機器使用開始時の使用量 (tHFC)} \times \text{単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編(Ⅱ-233ページ)参照)

機器使用開始時の HFC 使用量は、機器設置時に第一種充填回収業者が発行する充填証明書等から把握します。

算定省令で定められた排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりです。

	機器使用開始時の HFC 使用量	単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)	HFC 排出量 (tHFC)	HFC 排出量 (tCO ₂)
別置型ショーケース (R404A)	153kg	0.020	0.00306	12.064968
空調機(R410A)	66kg		0.00132	2.53902

なお、R404A の組成は HFC-125:44%、HFC-134a:4%、HFC-143a:52%、R410A の組成は HFC-32:50%、HFC-125:50% ですので、Ⅱ-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂ 換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.00306 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 12.064968 \text{ tCO}_2$$

$$0.00132 \text{ tR410A} \times (0.50 \times 677 + 0.50 \times 3,170) = 2.53902 \text{ tCO}_2$$

<HFC：冷凍・空調機器の整備>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の整備において漏えいする HFC の量について、HFC 回収時機器中残存量から回収・適正処理量を減じた HFC 回収時の排出量と HFC 再封入時使用量に単位使用量当たりの排出量を乗じた HFC 再封入時の漏えい量を合算して、HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝業務用冷凍空気調和機器の整備時に封入されていた量 (tHFC)

－回収・適正処理量 (tHFC)

＋再封入時使用量 (tHFC) × 単位使用量当たりの排出量 (tHFC/tHFC)

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-224 ページ) 参照)

この年に点検した機器の初期充填量は 2,200 kg とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 2,200kg となります。この際、回収時の適正処理量を第一種フロン類充填回収業者が発行する回収証明書の値を合算して 1,496kg となるとすると回収時の漏えい量（排出量）は、以下のように算定されます。

$$2,200\text{kg} - 1,496 \text{ kg} = 704\text{kg}$$

回収後の再充填時の漏えい量（排出量）は、再封入時使用量は第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書の値を合算すると 2,238kg となるとして、

$$2,238\text{kg} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 22.38\text{kg}$$

となります。このため、合計で $704\text{kg} + 22.38\text{kg} = 0.72638 \text{ t}$ となります。

R404A の組成は HFC-125:44%, HFC-134a:4%, HFC-143a:52% ですので、Ⅱ-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂ 換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.72638 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 2,863.971064 \text{ tCO}_2$$

	回収時機器 中残存量	回収・適正 処理量	再封入時使 用量	単位使用量当 たりの排出量 (tHFC/tHFC)	HFC 排出 量(tHFC)	HFC 排出量 (tCO ₂)
別置型ショーケース (R404A)	2,200kg	1,496kg	2,238kg	0.010	0.72638	2,863.971064

<HFC：冷凍・空調機器の廃棄>

冷凍・空調機器等の HFC が冷媒として封入される製品の廃棄に伴い排出される HFC の量については、回収時機器中残存量から、回収・適正処理量を減じて HFC 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量 (tHFC)

－回収・適正処理量 (tHFC)

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-240 ページ) 参照)

冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量は、使用時の排出量が不明な場合、初期封入量を用いることができます。また、回収・適正処理量としては、第一種フロン類充填回収業者が発行する引取証明書を用いることができます。

算定省令で定められた排出係数を使って計算した排出量は以下のとおりです。

	回収時機器中 残存量	回収・適正 処理量	HFC 排出量 (tHFC)	HFC 排出量 (tCO ₂)
別置型ショーケース (R404A)	300kg	204kg	96kg	378.5088
空調機(R410A)	91kg	54.6kg	36.4kg	70.0154

なお、R404A の組成は HFC-125:44%, HFC-134a:4%, HFC-143a:52% ですので、Ⅱ-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂ 換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.096 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.04 \times 1,300 + 0.52 \times 4,800) = 378.5088 \text{ tCO}_2$$

また、R410A の組成は HFC-32:50%、HFC-125:50% ですので、CO₂ 換算排出量は以下のように計算しています。

$$0.0364 \text{ tR410A} \times (0.5 \times 677 + 0.5 \times 3,170) = 70.0154 \text{ tCO}_2$$

したがって、HFC 排出量の合計は、**12.064968 tCO₂ + 2.53902 tCO₂ + 2,863.931636 tCO₂ + 378.5088 tCO₂ + 70.0154 tCO₂ = 3,327.099252 tCO₂**であり、3,000 tCO₂ 以上のため、**HFC は算定報告対象となります。**

(3) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、CH₄、N₂O、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下のガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

ガスの種類	排出源	温対法様式第1における記載欄	備考
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用	(省エネ法定期報告書に記載)	省エネ法対象
HFC	業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	第1表⑧	フロン類算定漏えい量報告・公表制度とも関連（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-235ページ）参照）
	業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入		
	家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収		

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している事業者では、購入した電気の使用に伴う排出がエネルギー起源 CO₂ の算定対象となるため、それを算定します。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電氣量を、供給を受けている電氣事業者別に集計します。次に、供給を受けている電氣事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載の「電氣事業者別排出係数一覧」から取得し、電氣使用量に乗じます。このとき、供給を受けている電氣事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用

して算定を行います。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※1	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入電気の使用	1096 万 kWh	0.000457 (基礎排出係数 メニューN)	5,008.72
		0.000390 (調整後排出係数メニューN) ※2	4,274.40

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の証書等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電気の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、上記の証書等によるからの控除・加算はいずれも無かったと想定します。その場合、小数点以下を切り捨てると、エネルギー起源 CO₂ 排出量は **5,008 tCO₂** となります。

(2) HFC

HFC の算定は、業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入、業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入、家庭用電気冷蔵庫など HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収のそれぞれに伴う排出が対象となるため、それぞれを算定し、合計します。

ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定すると、算定省令で定められた値を利用した場合の計算方法等は 2) と同じになりますので、2) に倣って計算してください。2)(2) に基づくと排出量は 3,327.099252 tCO₂ となりますので、HFC の排出量は **3,327 tCO₂** として報告します。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂ であった（いずれも無かった）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

- =エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
- +CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
- －排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
- －非化石電源二酸化炭素削減相当量
- +自らが創出した国内認証排出削減量のうち他人へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項 目		排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	購入電気の使用 (電気使用量×調整後排出係数)	4,274.40	38
HFC		3,327.099252	37
国内認証排出削減量等		0	
調整後温室効果ガス排出量		7,601.499252	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **7,601 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

大規模小売店舗の事業所管省庁は経済産業省であるため、経済産業省に省エネ法の定期報告書及び温対法様式第 1 を提出します。

この事例では、1 事業者で 1 事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第 12 表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第 10 表」にも記載します。また、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、温対法様式第 1 において事業者全体の排出量等を記載する「第 1 表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第 1 表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定一第 12 表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素 | <u>4,274</u> tCO ₂ |
| 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量 | <u>7,601</u> tCO ₂ |

指定一第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素 | <u>4,274</u> tCO ₂ |
|---|-------------------------------|

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定一第 12 表

- | |
|--|
| 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数 |
| 4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数 |

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ⑧ HFC | <u>3,327</u> tCO ₂ |
|-------|-------------------------------|

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ⑦ HFC | <u>3,327</u> tCO ₂ |
|-------|-------------------------------|

1.5 貨物輸送事業者

貨物輸送の手段としては、トラック、鉄道、船舶、航空がありますが、ここでは営業用トラックを用いて輸送するトラック輸送事業者を取り上げます。

トラック輸送事業者は、通常トラックを所有し、荷主の貨物を輸送しているとともに、物流拠点を保有し、集荷・配送と幹線輸送のトランスファーや荷役・包装・流通加工（例：生鮮食品のパッケージ化）などを行っています。もちろん、本社・営業所のオフィスも保有しています。

ここでは次のようなトラック輸送事業者を想定します。なお、事業所を1箇所のみ有する事業者を想定します。

想定したトラック輸送事業者の概要

主要施設・設備	諸 元	備 考
トラック	307 台	省エネ法指定
物流拠点	電気：564 万 kWh ガソリン：117 kl 都市ガス：9.76 千 m ³ 廃水処理量：10,400 m ³ BOD 濃度：1,526 mgBOD/l HFC 封入量：2,670 kg	省エネ法指定 フォークリフト（荷役機器）あり 流通加工センター併設 大規模廃水処理施設あり 大型冷蔵・冷凍倉庫あり

1.5.1 特定輸送排出者としての報告

1) 想定する事業者の概要と排出源

特定輸送排出者としての排出源としては、次のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

トラック輸送事業者の事業者として考えられる排出源一覧

排出源（活動種類）	温室効果ガス	備 考
トラック	エネルギー起源 CO ₂ （特定輸送事業者）	省エネ法対象

※ 本制度では移動体（トラック、鉄道、船舶、航空）からの CH₄、N₂O の排出は算定対象としていません。

2) 報告の対象範囲の判定

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源（活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂ （特定輸送事業者）	トラック	省エネ法対象

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂ (特定輸送排出者)

省エネ法の特定輸送事業者が本制度の報告対象ですので、ここで想定するトラック輸送事業者は省エネ法における特定輸送事業者であるため報告対象となります。

なお、省エネ法の特定輸送事業者については、下記基準以上のものと定められています。

輸送機関	基 準	貨 物	旅 客	
鉄 道	車両数	300 両	300 両	
自動車	台 数	200 台	バス	200 台
			タクシー	350 台
海 運	総船腹量	2 万総 t	2 万総 t	
航 空	総最大離陸重量	9,000t		

3) 報告する排出量の算定

(2)より報告対象範囲は以下のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (活動種類)	備 考
エネルギー起源 CO ₂ (特定輸送事業者)	トラック	省エネ法対象

算定に当たっては、事業者単位でデータを収集します。

① トラック

車両全体の燃料使用量を燃料種類別に集計し、単位発熱量と排出係数を乗じることにより算定します。

算定式は以下のとおりです。(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ・55 ページ) 参照)

＜燃料の使用＞

排出量＝(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位発熱量×炭素排出係数×44/12

＜都市ガスの使用＞

排出量＝ 都市ガス使用量 (千 m³) ×単位使用量当たりの排出量 (tCO₂/千 m³)

※ここで、都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社 A 社のメニュー α の都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は 2.04 tCO₂/千 m³であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ・43 ページ) 参照してください。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

なお、都市ガスの量は標準環境状態で把握する必要がありますが、ここでは温度の計測ができていないため、ガス事業者から得られた使用量をそのまま使用することを想定しています。

燃 種	使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	備 考
ガソリン	766 kl	33.4 GJ/kl	0.0187 tC/GJ	1,754.24 tCO ₂	4 t 車 107 台
軽油	1,925 kl	38.0 GJ/kl	0.0188 tC/GJ	5,042.47 tCO ₂	8 t 車 190 台
都市ガス (CNG)	50.0 千 m ³	2.04 tCO ₂ /千 m ³		102.00 tCO ₂	13 A を利用 2 t 車 10 台
合 計				6,898.71 tCO ₂	

小数点以下を切り捨てると、**6,898 tCO₂**となります。

4) 排出量の報告

国土交通省に省エネ法の定期報告書（様式第4）を提出します。

なお、特定輸送排出者については、調整後温室効果ガス排出量の報告は行いません。

省エネ法定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素

6,898 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

0 tCO₂

1.5.2 特定事業所排出者としての報告

1) 想定する事業所の概要と排出源

事業所である物流拠点の排出源としては、次のようなものが考えられます。

物流拠点として考えられる排出源一覧

事業所	排出源（活動種類）	温室効果ガス	備 考
物流拠点	電気、熱	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法指定
	フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂	電気、熱に含む
	廃水处理	CH ₄	1,526 mgBOD/l
		N ₂ O	279 mgN/l
	冷蔵・冷凍倉庫	HFC	R404A (HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%)

2) 報告の対象範囲の判定

物流拠点で考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源（活動種類）	備考
エネルギー起源 CO ₂	電気、熱	省エネ法対象
	フォークリフト	物流拠点に含む
CH ₄	廃水処理	
N ₂ O		
HFC	冷蔵・冷凍倉庫	

ここで、上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は次のように行います。判定は事業所ごとに行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者に指定されているため、報告対象となります。

(2) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t（約 108 tCH ₄ ）以上
--

CH₄ の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる CH₄ 排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量(tCH₄)

＝工場廃水処理施設流入水中に含まれる BOD（生物化学的酸素要求量）で表示した汚濁負荷量（kgBOD）×単位 BOD 当たりの工場廃水処理に伴う排出量(tCH₄/kgBOD)

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-161 ページ）参照）

これより、

汚濁負荷量(kgBOD)

＝工場廃水処理施設流入水量（m³）×工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度（mgBOD/l）
÷ 1,000

$$= 10,400 \text{ m}^3 \times 1,526 \text{ mgBOD/l} \times 1/1,000 (\text{l/m}^3 \cdot \text{kg/mg}) = 15,870.4 \text{ kgBOD}$$

$$\text{排出量}(\text{tCH}_4) = 15,870.4 \text{ kgBOD} \times 0.0000030 \text{ tCH}_4/\text{kgBOD} = 0.0476112 \text{ tCH}_4$$

となり、CO₂排出量に換算して 1.3 tCO₂ と、CO₂換算で 3,000tCO₂ 未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(3) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

N₂O の排出源は工場廃水処理のみであるため、それによる N₂O 排出量を算定します。工場廃水処理の算定式は次のとおりです。

排出量 (tN₂O)

$$= \text{工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN)}$$

$$\times \text{単位窒素量当たりの処理に伴う排出量 (tN}_2\text{O/tN)}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-214 ページ) 参照)

これより、

窒素量(tN)

$$= \text{工場廃水処理施設流入水量}(\text{m}^3) \times \text{工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度}(\text{mgN/l}) \times 10^{-6}$$

$$= 10,400 \text{ m}^3 \times 279 \text{ mgN/l} \times 10^{-6} (\text{l/m}^3 \cdot \text{t/mg}) = 2.90 \text{ tN}$$

$$\text{排出量}(\text{tN}_2\text{O}) = 2.90 \text{ tN} \times 0.0053 \text{ tN}_2\text{O/tN} = 0.01537 \text{ tN}_2\text{O}$$

となり、CO₂排出量に換算して 4.0 tCO₂ と、CO₂換算で 3,000tCO₂ 未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(4) HFC

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

HFC 排出量合計で CO₂換算 3,000 t 以上

HFC の排出源は冷蔵・冷凍倉庫での HFC 冷媒を用いる業務用冷凍空調機器の使用開始、整備、回収時の漏えいのみであるため、それによる HFC 排出量を算定します。

<使用開始時>

業務用冷凍空調機器の使用開始時の算定式は次のとおりです。

排出量＝機器使用開始時の使用量（tHFC）×単位使用量当たりの排出量（tHFC/tHFC）
（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-233 ページ）参照）

この年に設置した機器への封入量が 0.500 tR404A とすると、漏えい量（排出量）は以下のようになります。

$$0.500 \text{ tR404A} \times 0.020 \text{ tHFC/t} = 0.01 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%ですので、Ⅱ-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂ 換算排出量は以下のようになります。

$$0.01 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 39.428 \text{ tCO}_2$$

＜整備時（回収及び再充填）＞

業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の整備時の算定式は次のとおりです。

排出量＝業務用冷凍空気調和機器の整備時に封入されていた量（tHFC）

－回収・適正処理量（tHFC）

＋再封入時使用量（tHFC）×単位使用量当たりの排出量（tHFC/tHFC）

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-234 ページ）参照）

この年に点検した機器の初期充填量は 1.000 tR404A とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 1.000 tR404A となります。この際、回収時の適正処理量を 0.900 tR404A とすると回収時の漏えい量（排出量）は、以下のように算定されます。

$$1.000 \text{ tR404A} - 0.900 \text{ tR404A} = 0.100 \text{ tR404A}$$

次に、回収後の再充填時の漏えい量（排出量）は、再封入時使用量を第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書から 1,010kg とすると、

$$1.010 \text{ tR404A} \times 0.010 \text{ tHFC/t} = 0.0101 \text{ tR404A}$$

となります。このため、合計で $0.100 + 0.0101 = 0.1101 \text{ tR404A}$ となります。

R404A の組成は、HFC-125:44%, HFC-143a:52%, HFC-134a:4%ですので、Ⅱ-289 ページに記載された地球温暖化係数を使用し、CO₂ 換算排出量は以下のようになります。

$$0.1101 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 434.102 \text{ tCO}_2$$

＜廃棄時（回収）＞

業務用冷凍空気調和機器（自動販売機を除く。）の廃棄時の算定式は次のとおりです。

排出量＝冷凍空気調和機器の廃棄時に封入されていた量（tHFC）

－回収・適正処理量（tHFC） （算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-240 ページ）参照）

この年に廃棄した機器の初期充填量は 0.300 tR404A とします。

ここで、使用時の漏えい量が不明とすると、機器中の残存量は初期充填量と同じく 0.300 tR404A となります。この際、回収時の適正処理量を 0.270 tR404A とすると回収時の漏えい量（排出量）は、次のように算定されます。

$$0.300 \text{ tR404A} - 0.270 \text{ tR404A} = 0.030 \text{ tR404A}$$

R404A の組成は、HFC-125：HFC-143a：HFC-134a＝44：52：4 であるため、CO₂換算排出量は以下のようになります。

$$0.030 \text{ tR404A} \times (0.44 \times 3,170 + 0.52 \times 4,800 + 0.04 \times 1,300) = 118.284 \text{ tCO}_2$$

以上より、合計では、

$$39.428 + 434.102 + 118.284 = 591.814 \text{ tCO}_2$$

となり、CO₂換算で 3,000tCO₂ 未満であるため本制度での報告対象とはなりません。

(5) その他

本事業所の活動においては、非エネルギー起源 CO₂、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)より報告対象範囲は次のとおりですのでこれらの排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源（場所及び活動種類）	備 考
エネルギー起源 CO ₂	電気、熱	省エネ法対象

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ が対象ですので、燃料、電気、熱使用量を種類別に集計し、単位発熱量と排出係数を乗じることにより算定します。なお、特定事業所排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂）を区分して報告します。

算定式は以下のとおりです。（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-55 ページ）参照）

<燃料の使用>

$$\text{排出量} = (\text{燃料種ごとに}) \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

<都市ガスの使用>

$$\text{排出量} = \text{都市ガス使用量 (千 m}^3\text{)} \times \text{単位使用量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/千 m}^3\text{)}$$

※都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社 A 社のメニュー α の都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は 2.04 tCO₂/千 m³、調整後排出係数は 1.90 tCO₂/千 m³であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-43 ページ）参照してください。

例えば次のような形でデータを収集・算定します。

なお、都市ガスの量は標準環境状態で把握する必要がありますが、ここでは温度の計測ができていないため、ガス事業者から得られた使用量をそのまま使用することを想定しています。

燃 種	使用量	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量	備 考
ガソリン	117 kl	33.4GJ/kl	0.0187 tC/GJ	267.94 tCO ₂	フォークリフト
都市ガス	9.76 千 m ³	2.04 tCO ₂ /千 m ³ （基礎排出係数）		19.91 tCO ₂	空 調 ・ 給 湯 (13 A)
		1.90 tCO ₂ /千 m ³ （調整後排出係数）		18.54 tCO ₂	
合 計	基礎排出量			287.86 tCO ₂	
	調整後温室効果ガス排出量			286.49 tCO ₂	

<電気>

排出量 = (電気供給者ごとに) 電気使用量 × 排出係数 - 事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち無効化をした量 + 事業者自身が調達した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-55 ページ）参照)

電気については供給を受けている電気事業者ごとの排出係数を用います。なお、算定に用いた排出係数については、省エネ法定期報告書に記載することとなっています。ここでは、東京電力エナジーパートナー(株)から、電気の供給を受けていると想定します。

	電気使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※1	CO ₂ 排出量	備 考
電気	564 万 kWh	0.000457 (基礎排出係数メニューN)	2,577.48 tCO ₂	照明・動力
		0.000390 (調整後排出係数メニューN)	2,199.60 tCO ₂	

※1 東京電力エナジーパートナー(株)からメニューN で供給を受けていることを想定した場合の排出係数（令和 5 年度排出量算定（令和 6 年度排出量報告）用）。なお、本マニュアル作成時点ではメニュー別基礎排出係数が未設定のため、上表における基礎排出係数の数値は仮定の値。

ここでは、排出量の算定対象年度内に事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち無効化をした量及び事業者自身が取得した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量が 0 tCO₂ であ

った（いずれも無かった）と想定します。その場合、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、287.86 tCO₂ + 2,577.48 tCO₂ = 2,865.34 tCO₂。小数点以下を切り捨てると、**2,865 tCO₂** となります。

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量から自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量を差し引いた量が 0 tCO₂ であった（いずれも無かった）と想定します。

調整後温室効果ガス排出量

＝エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
 ＋CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
 －排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
 －非化石電源二酸化炭素削減相当量
 ＋自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数。ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項 目			排出量(tCO ₂)	参照ページ
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	（都市ガス使用量× 調整後排出係数）	286.49	48
	購入電気の 使用	（電気使用量× 調整後排出係数）	2,199.60	48
国内認証排出削減量等			0	49
調整後温室効果ガス排出量			2,486.09	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **2,486 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

トラック輸送事業者の事業所管省庁は国土交通省であるため、国土交通省に省エネ法の定期報告書（様式第9）を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等）に該当していますので、事業者全体の排出量等を記載する「特定一第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定一第10表」にも記載します。

省エネ法定期報告書での記載は下記ようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定一第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

287 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

2,577 tCO₂

- 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

2,486 tCO₂

指定一第10表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

2,865 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定一第12表

- 4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

指定一第10表

3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

1.6 廃棄物処理事業者（焼却施設）

1) 想定する事業者の概要と排出源

ここでは、廃棄物処理業のうち、産業廃棄物の中間処理業者（焼却施設を保有）を取り上げます。想定した中間処理業者の概要は以下に示すとおりです。なお、当該事業者の事業所はこの焼却施設のみであると想定します。

処理方式	焼却（ロータリーキルン炉）	
処理能力	48 t/日（2 t/hr×24 hr）	
受け入れている廃棄物種類・量	廃プラスチック類	1,235 t/年
	廃油	205 t/年
	木くず	3,524 t/年
	繊維くず	56 t/年
	汚泥	4,046 t/年
フォークリフト		3 台
廃水（処理前）	BOD	112 mgBOD/l
	全窒素	325 mgN/l
廃水処理施設流入水		5,070 m ³ /年
消費燃料・電気	都市ガス（助燃用）	100,000m ³ /年
	都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000 m ³ /年
	購入電力	1,000,000 kWh/年
	蒸気タービン発電電力量	55,000,000kWh/年
	ガスタービン発電電力量	35,000,000kWh/年
	外販熱量	10,000,000MJ/年
	外販電力	50,000,000kWh

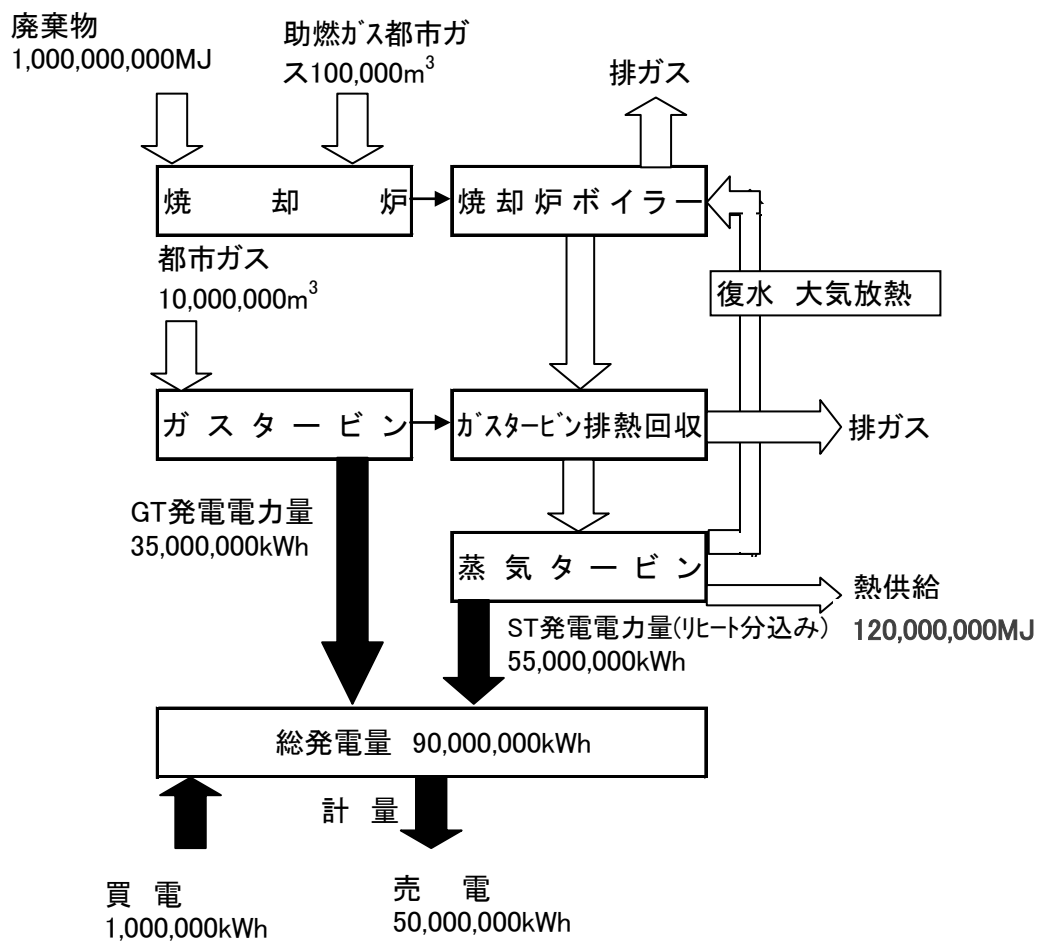
このため、排出源としては、以下のようなものが考えられます。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

排出源（場所及び活動種類）		温室効果ガス	備 考
焼却施設	廃棄物の焼却	非エネルギー起源 CO ₂	
		CH ₄ 、N ₂ O	
	都市ガスの使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
		CH ₄ 、N ₂ O	
	購入電気の使用	エネルギー起源 CO ₂	省エネ法対象
	フォークリフト	エネルギー起源 CO ₂	焼却施設（電気）に含む
	廃水処理	CH ₄ 、N ₂ O	

発電及び熱発生フローは以下のようなシステムで構成されているとします。

また、焼却炉から回収した熱は化石燃料代替として有効に活用されているとします。



2) 報告の対象範囲の判定

まず、考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガス種類別に分け、判定基準に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)		温対法様式第1における 記載欄	備 考
エネルギー起 源 CO ₂	焼却施設	都市ガスの使用 購入電気の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
		フォークリフト		焼却施設(電気) に含む
非エネルギー 起源 CO ₂	焼却施設	廃棄物の焼却	第1表④⑤ 別紙第1表③④	
CH ₄	焼却施設	都市ガスの使用	第1表⑥、別紙第1表⑤	
		廃棄物の焼却		
		廃水処理		
N ₂ O	焼却施設	都市ガスの使用	第1表⑦、別紙第1表⑥	
		廃棄物の焼却		
		廃水処理		

上記に示す温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。当該事業者は省エネ法の特定事業者指定されているため、報告対象となります。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計で 3,000 tCO ₂ 以上

本事業者の場合、非エネルギー起源 CO₂ の排出源は焼却プロセスのみであるため、それによる CO₂ 排出量を下記算定式に従って算定します。なお、この廃棄物を焼却した熱は発電や外部の熱供給にも用いられていますが、廃棄物利用の主目的が廃棄物処理であるため、非エネルギー起源 CO₂ の廃棄物原燃料使用として扱います。

排出量＝廃棄物の種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-102 ページ） 参照）

木くず、汚泥についてはバイオマス起源であるため、ここでは算定対象外となります。

ここで、合成繊維については、繊維くず焼却量 56 t/年×繊維くず中の合成繊維割合 0.614×合成繊維の固形分割合 0.80 より焼却量（乾燥ベース）を算定しています。

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-106 ページ） 参照）

算定省令で定められた排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。

廃棄物の種類	焼却量 (t/年)	排出係数 (tCO ₂ /t)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
廃プラスチック類	1,235	2.76	3,408.60
廃油	205	2.93	600.65
合成繊維	27.5	2.31	63.542
合計			4,072.792

小数点以下を切り捨てると、**4,072tCO₂** になり、3,000 tCO₂ 以上であるため、非エネルギー起源 CO₂ 排出量は報告対象となります。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH ₄ 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t（約 108 tCH ₄ ）以上
--

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、都市ガスの使用、焼却プロセス、廃水処理プロセスが CH₄ の排出源に該当するため、これらからの CH₄ 排出量を算定します。

<都市ガスの使用>

ガスタービンに使用した都市ガスによる CH₄ 排出は、ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）として各燃料の排出係数が定められています。焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスによる CH₄ 排出は、その他工業炉における使用として設定されている排出係数を適用します。投入する都市ガスの量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて CH₄ 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量＝（炉種・燃料種ごとに）燃料使用量×単位発熱量×排出係数
(算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-109 ページ） 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。
 なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。

燃料種	燃料使用量 (m ³)	単位発熱量 (GJ/千 m ³)	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
都市ガス（助燃用）	100,000	40.0	0.0000023	0.0092
都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000	40.0	0.00000081	0.324
合計				0.3332

<焼却プロセス>

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量＝廃棄物の種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量
 （算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-159 ページ） 参照）

廃棄物の種類	処理量 (t/年)	排出係数 (tCH ₄ /t)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
廃プラスチック類	1,235	0.0000080	0.00988
廃油	205	0.0000040	0.00082
木くず	3,524	0.00023	0.81052
繊維くず	56	0.00023	0.01288
汚泥	4,046	0.0000015	0.006069
合計			0.840169

<廃水処理プロセス>

廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量 (tCH₄)
 ＝工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量（BOD）で表示した汚濁負荷量（kgBOD）×単位 BOD 当たりの廃水処理に伴う排出量（tCH₄/kgBOD）
 （算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-161 ページ） 参照）

このうち、工場廃水処理施設流入水に含まれる BOD で表示した汚濁負荷量（kgBOD）は、以下に示す方法で算定します。

汚濁負荷量 (kgBOD)

=工場廃水処理施設流入水量 (m³: 廃水処理記録等に基づき把握)

×工場廃水処理施設流入水中の BOD 濃度 (mgBOD/l: 実測により把握) ÷ 1000

=5,070 m³×112 mgBOD/l ÷ 1000

=567.84 kgBOD

これより、

排出量=567.84 kgBOD×0.0000030 tCH₄/kgBOD = **0.00170352 tCH₄**

となります。

したがって、CH₄ 排出量の合計は、**0.3332 tCH₄ + 0.840169 tCH₄ + 0.00170352 tCH₄ = 1.17507252 tCH₄**となります。CH₄の地球温暖化係数(28)を用いて CO₂換算すると **32.90203056 tCO₂**であり、3,000 tCO₂未満のため、**CH₄排出量は報告対象となりません。**

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N ₂ O 排出量合計で CO ₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN ₂ O) 以上
--

ここで想定する産業廃棄物中間処理業者については、都市ガスの使用、焼却プロセス、廃水処理プロセスが N₂O の排出源に該当するため、これらからの N₂O 排出量を算定します。

<都市ガスの使用>

ガスタービンに使用した都市ガスによる N₂O 排出は、ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）として各燃料の排出係数が定められています。焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスによる N₂O 排出は、その他工業炉における使用として設定されている排出係数を適用します。投入する都市ガスの量を把握し、熱量換算した後、排出係数を乗じて N₂O 排出量を求めます。算定方法は以下の式のとおりです。

排出量 = (炉種・燃料種ごとに) 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-169 ページ) 参照)

算定省令で定められた単位発熱量、排出係数の値を使って計算した排出量は以下のとおりです。
なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。

燃料種	燃料使用量 (m ³)	単位発熱量 (GJ/千 m ³)	排出係数 (tCH ₄ /GJ)	CH ₄ 排出量 (tCH ₄)
都市ガス（助燃用）	100,000	40.0	0.0000012	0.0048
都市ガス（ガスタービン用）	10,000,000	40.0	0.00000058	0.232
合計				0.2368

<焼却プロセス>

焼却プロセスでは、下記算定式に従って算定します。

排出量＝廃棄物種類ごとの焼却量×単位焼却量当たりの排出量
（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-211 ページ）参照）

廃棄物の種類	処理量 (t/年)	排出係数 (tN ₂ O/t)	N ₂ O 排出量 (tN ₂ O)
廃プラスチック類	1,235	0.000015	0.018525
廃油	205	0.000062	0.01271
木くず	3,524	0.000077	0.271348
繊維くず	56	0.000077	0.004312
汚泥	4,046	0.000099	0.400554
合計			0.707449

<廃水処理プロセス>

廃水処理プロセスの算定式は次のとおりです。

排出量 (tN₂O)＝工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN)
×単位窒素量当たりの廃水処理に伴う排出量 (tN₂O/tN)
（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-214 ページ）参照）

このうち、工場廃水処理施設流入水中の窒素量 (tN) は、以下に示す方法で算定します。

窒素量 (tN)

＝ 工場廃水処理施設流入水量 (m³：廃水処理記録等に基づき把握)
× 工場廃水処理施設流入水中の全窒素濃度 (mgN/l：実測により把握)
＝ 5,070 m³ × 325 mgN/l ÷ 10⁶
＝ 1.64775 tN

これより、

$$\text{排出量} = 1.64775 \text{ tN} \times 0.0053 \text{ tN}_2\text{O/tN} = 0.008733075 \text{ tN}_2\text{O}$$

となります。

したがって、N₂O 排出量の合計は、**0.2368 tN₂O + 0.707449 tN₂O + 0.008733075 tN₂O = 0.952982075 tN₂O** となります。N₂O の地球温暖化係数(265)を用いて CO₂ 換算すると **252.54024 … tCO₂** であり、3,000 tCO₂ 未満のため、**N₂O 排出量は報告対象となりません。**

(5) その他

本事業所の活動においては、HFC、PFC、SF₆、NF₃ の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、排出量を算定します。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)		温対法様式第 1 における記載欄	備 考
エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	都市ガスの使用 電気の使用	(省エネ法 定期報告書に記載)	省エネ法対象
非エネルギー起源 CO ₂	焼却施設	廃棄物の焼却	第 1 表⑤ 別紙第 1 表④	熱回収を伴うた め廃棄物の原燃 料使用に該当

(1) エネルギー起源 CO₂

想定している事業所では、燃料と電気を両方使用しているためこれらの使用に伴う排出量を報告することになります。また、事業所で発生させた電気と熱を他人に供給しているため、この供給分の排出量を控除する必要があります。その際、焼却炉に助燃剤として使用した都市ガスの使用に伴う排出分は控除できない点に留意が必要です。なお、特定排出者単位の報告では直接排出（燃料の使用に伴う二酸化炭素）と間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素）を区分して報告します。

<都市ガスの使用に伴う排出>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{排出量} = \text{都市ガス使用量} \times \text{単位使用量当たりの排出量}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-43 ページ）参照)

ここで、都市ガスについては供給を受けているガス事業者ごとの排出係数を用います。ガス事業者ごとの排出係数は国が本制度ホームページで公表しますが、ここでは、仮にガス会社 B 社のメニュー α の都市ガスの供給を受けており、その排出係数が基礎排出係数は 2.24 tCO₂/千 m³、調整後排出係数は 2.10 tCO₂/千 m³であったと想定します。都市ガスの排出係数の設定方法詳細については、算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-43 ページ）参照してください。なお、都市ガスは標準環境状態での使用量を把握したと想定します。ガス事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

	使用量	排出係数 (tCO ₂ /千 m ³)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
都市ガス	10,100,000 m ³	2.24 (基礎排出係数)	22,624
		2.10 (調整後排出係数)	21,210

※ 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

<購入した電気の使用に伴う排出>

まず、事業者全体の購入電氣量を、供給を受けている電氣事業者別に集計します。次に、供給を受けている電氣事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を、本制度ホームページに掲載されている「電氣事業者別排出係数一覧」から取得し、電氣使用量に乘じます。このとき、供給を受けている電氣事業者がメニュー別排出係数を公表している場合、該当するメニュー別排出係数を使用して算定を行います。

	電氣使用量	排出係数 (tCO ₂ /kWh) ※1	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
購入した電 氣の使用	100 万 kWh	0.000457 (基礎排出係数)	457
		0.000390 (調整後排出係数) ※2	390

※1 上表における基礎排出係数、調整後排出係数の数値は仮定の値です。

※2 調整後排出係数を乗じた排出量は「(4) 調整後温室効果ガス排出量」の算定に用います。

次に、特定排出者単位の報告においては、以下の削減量等を用いて、上記で算出した基礎排出量の調整を行います。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力・熱証書由来）
- ・ J-クレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象です。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできません。上限規定等の算定における注意点は、「算定・報告マニュアル第Ⅱ編」の「3.1.3 他人から供給された電氣の使用」、「3.1.4 他人から供給された熱の使用」をご参照ください。

ここでは、上記の証書等による基礎排出量からの控除及び加算はいずれも無かったと想定します。

<他人に供給した電気又は熱に伴う排出量の控除>

算定方法は以下の式のとおりです。

$$\text{控除量} = \text{電気供給量} \times \text{排出係数} + \text{熱供給量} \times \text{排出係数}$$

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-53 ページ参照))

ここで、電気と熱の排出係数は当該事業所の係数を用いる必要があります。想定している事業所では、ガスタービンコージェネレーションシステム及び蒸気タービンコージェネレーションシステムを採用しているため（ガスタービンの排熱は蒸気タービンで利用されていますが、ガスタービン排熱寄与分を抽出して2つのコージェネレーションシステムを想定します。）、以下のように排出係数を定める必要があります。なお、コージェネレーションシステムによる電気と熱の排出係数の設定は、ここでは「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の整理²に倣うものとします。

蒸気タービンによる発電電力量及び熱発生量のうち20%がガスタービンの排熱に由来すると想定すると、蒸気タービンによる発電電力量及び熱発生量の20%をガスタービンコージェネレーションシステムに配分する必要があります。以下、配分後の発電電力量及び熱発生量で計算を行います。

	ガスタービンコージェネレーションシステム	蒸気タービンコージェネレーションシステム
都市ガス起源 CO ₂ 排出量	22,400tCO ₂	0tCO ₂
発電電力量（配分後）	46,000,000kWh	44,000,000kWh
熱発生量（配分後）	24,000GJ	96,000GJ
発電効率	37%	16%
排熱利用効率	5%	10%
発電投入比率 ^{※1}	94%	78%
熱発生投入比率 ^{※2}	6%	22%
発電投入分排出量	20,998 tCO ₂	0 tCO ₂
熱発生分排出量	1,402 tCO ₂	0 tCO ₂

※1 発電投入比率＝発電効率×2.17÷（発電効率×2.17＋排熱利用効率）^{※3}

※2 熱発生投入比率＝排熱利用効率÷（発電効率×2.17＋排熱利用効率）

※3 上記式中の2.17は、一般的な効率を想定した場合の、発電と熱生成の1次エネルギーの比率を基に設定されています。

² 環境省ウェブサイト「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」、https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/cm_ec/2024/full_rev.pdf（閲覧日：2025年3月6日）

電気の排出係数 = (20,998) ÷ (46,000,000 + 44,000,000) = 0.000233… (tCO₂/kWh)

熱の排出係数 = (1,402) ÷ (24,000 + 96,000) = 0.011686… (tCO₂/GJ)

よって、控除する排出量は以下のとおりです。

電気の供給に伴う控除量 = 50,000,000 × 0.000233… = 11,665.352… (tCO₂)

熱の供給に伴う控除量 = 10,000 × 0.011686… = 116.864… (tCO₂)

以上より、エネルギー起源 CO₂ 排出量は下表のとおりとなります。

温室効果ガス	排出源			排出量（tCO ₂ ）
エネルギー 起源 CO ₂	燃料の使用	化石燃料（都市ガス）の使用		22,624
		うち他人に供給した電気、 熱に伴う排出量の控除※	電気	▲11,665.352
			熱	▲116.864
	購入電気の使用			457
	①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）			10,841.784
②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂			0	
③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂			457	
（特定事業所の場合）①エネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）			11,298.784	

※外販電力、外販熱の発生には化石燃料（都市ガス）のみが投入されているため、①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ より外販分の排出量を控除します。

エネルギー起源 CO₂ は、特定排出者単位の報告においては、以下のとおり①～③に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **10,841 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **0 tCO₂**

③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **457 tCO₂**

一方、特定事業所単位の報告においては、以下のとおり①②に区分して報告します。小数点以下の数値は切り捨てます。

①エネルギー起源 CO₂（②を除く。）： **11,298 tCO₂**

②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂： **0 tCO₂**

(2) 非エネルギー起源 CO₂

各事業所全体の廃棄物焼却量を種類別に集計し、排出係数を乗じることにより算定します。こ

ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用することを想定しているので、計算方法等は2)(2)に基づき計算し、報告する非エネルギー起源 CO₂ 排出量（廃棄物原燃料使用）は小数点以下を切り捨て、**4,036 tCO₂** となります。

(3) 調整後温室効果ガス排出量

(1)(2)で算定した各温室効果ガスの排出量から、調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量（J－クレジット（再エネ電力由来J－クレジットではないもの））が 100tCO₂ であり、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量はないものと想定します。

調整後温室効果ガス排出量

＝エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
＋非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
＋CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
－排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
－非化石電源二酸化炭素削減相当量
＋自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。このとき、都市ガス、電気、熱のいずれにおいても、供給者がメニュー別排出係数を公表している場合は、該当するメニュー別排出係数を使用してください。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

なお、調整後温室効果ガス排出量における控除量は以下の算定式により求めます。

単位電気販売量当たりの調整後温室効果ガス排出量（tCO₂/kWh）

＝【当該事業所で発電のために使用した燃料使用量（t, kl, 千 m³）
×単位発熱量（GJ/t, GJ/kl, GJ/千 m³）×排出係数（tC/GJ）×44/12
＋当該事業所で発電のために使用した都市ガス使用量（千 m³）
×調整後排出係数（tCO₂/千 m³）】
÷【当該事業所で発電した電気の量（kWh）】

単位熱販売量当たりの調整後温室効果ガス排出量（tCO₂/GJ）

＝【当該事業所で熱の発生のために投入した燃料使用量（t, kl, 千 m³）
×単位発熱量（GJ/t, GJ/kl, GJ/千 m³）×排出係数（tC/GJ）×44/12

＋当該事業所で熱の発生のために使用した都市ガス使用量（千 m³）

×調整後排出係数（tCO₂/千 m³）

＋当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量（kWh）

×調整後排出係数（tCO₂/kWh）

＋当該事業所で熱の発生のために使用した蒸気使用量（GJ）

×排出係数 1（tCO₂/GJ）】

÷【当該事業所で発生させた熱の量（GJ）

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-283 ページ）参照）

このため、以下のように算定します。

	ガスタービンコージェネ レーションシステム	蒸気タービンコージェネ レーションシステム
都市ガス起源 CO ₂ 排出量	21,000tCO ₂	0tCO ₂
発電電力量（配分後）	46,000,000kWh	44,000,000kWh
熱発生量（配分後）	24,000GJ	96,000GJ
発電効率	37%	16%
排熱利用効率	5%	10%
発電投入比率※ ¹	94%	78%
熱発生投入比率※ ²	6%	22%
発電投入分排出量	19,685 tCO ₂	0 tCO ₂
熱発生分排出量	1,315 tCO ₂	0 tCO ₂

※ 1 発電投入比率＝発電効率×2.17÷（発電効率×2.17＋排熱利用効率）※³

※ 2 熱発生投入比率＝排熱利用効率÷（発電効率×2.17＋排熱利用効率）

※ 3 上記式中の 2.17 は、一般的な効率を想定した場合の、発電と熱生成の 1 次エネルギーの比率を基に設定されています。

電気の排出係数＝（19,685）÷（46,000,000＋44,000,000）＝0.000218…（tCO₂/kWh）

熱の排出係数＝（1,315）÷（24,000＋96,000）＝0.010955…（tCO₂/GJ）

よって、控除する排出量は以下のとおりです。

電気の供給に伴う控除量＝50,000,000×0.000219…＝10,936.267…（tCO₂）

熱の供給に伴う控除量＝10,000×0.010955…＝109.559…（tCO₂）

これを含めて調整後温室効果ガス排出量を算定します。

項 目				排出量(tCO ₂)	参照 ページ
エネルギー起 源 CO ₂	燃料の使用	都市ガスの使用		21,210	60
		他人に供給した電気、熱 に伴う排出量の控除	電気	▲10,936.267	64
			熱	▲109.560	
		購入電気の使用 (使用量×調整後排出係数)		390	60
非エネルギー起源 CO ₂				0	63
国内認証排出削減量等				▲100	63
調整後温室効果ガス排出量				10,454.173	

小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は **10,454 tCO₂** となります。

4) 排出量の報告

廃棄物処理業者の事業所管省庁は環境省であるため、環境省に省エネ法定期報告書及び温対法様式第1を提出します。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等及びエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、省エネ法定期報告書において事業者全体の排出量等を記載する「特定－第12表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「指定－第10表」にも記載します。また、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

省エネ法定期報告書及び温対法の報告様式「温室効果ガス算定排出量の報告書」での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）

10,841 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

457 tCO₂

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

10,454 tCO₂

指定－第 10 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素

11,298 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

特定－第 12 表

- 4 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 4 の 2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
- 4 の 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 4 の 4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
- 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容
- 6 の 1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量
- 6 の 2 国内認証排出削減量に係る情報

指定－第 10 表

- 3 の 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数
- 3 の 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

【温対法様式第 1】

第 1 表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

⑤ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂

4,072 tCO₂

別紙第 1 表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

④ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂

4,072 tCO₂

1.7 農業事業者（耕種農家・畜産農家）

1) 想定する事業者の概要と排出源

本制度において算定・報告の対象となる農業事業者について説明します。ここで、農業事業者とは、米、小麦、いも・豆類、野菜及び果実等を栽培する耕種農業を営む農家（耕種農家）、並びに、牛、豚及び鶏等の飼育を営む農家（畜産農家）の両方を含みます。

耕種農家では、農作業用にトラクター等を利用する際に、燃料の燃焼に伴って温室効果ガスが排出されます。また、ビニルハウス等を使って野菜や果実等を栽培している農家では、ビニルハウス内を加温するために燃料を消費し、このときに温室効果ガスが排出されます。さらに、小売電気事業者等から供給された電気を使用する際にも、温室効果ガスが間接的に排出されます。田畑に施用した合成肥料からも、温室効果ガスが排出されます。

一方、畜産農家では、牛・豚等の家畜の消化管内発酵の際や、家畜から排せつされたふん尿を処理する際にも、温室効果ガスが排出されます。

農業事業者は、自らの事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を算定対象に含める必要があります。

農業事業者において、想定される主な排出源は次表のとおりです。

なお、荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出はここでは取り上げていません。

分類	排出源	温室効果ガスの種類
耕種農業	トラクター等の動力機械の燃料の使用	エネルギー起源 CO ₂
	ビニルハウスでの燃料及び電力の使用	エネルギー起源 CO ₂ CH ₄ 、N ₂ O
	水田	CH ₄
	稲わら等農業廃棄物の焼却	CH ₄ 、N ₂ O
	肥料の使用	非エネルギー起源 CO ₂ 、N ₂ O
畜産農業	家畜の消化管内発酵	CH ₄
	家畜の排せつ物の管理	CH ₄ 、N ₂ O
	放牧地	CH ₄ 、N ₂ O

ここで、エネルギー起源 CO₂については、省エネ法で特定事業者に指定されている農業事業者のみが算定対象となります。

次ページからは、具体的な農業事業者の例を挙げて説明します。農業事業者として、次の表に示した耕種農業及び畜産農業の両方を営む事業者を想定します。なお、当該事業者の事業所はこれらの農業活動を行う1箇所の事業所のみであると想定します。

想定した農業事業者の概要

排出源	諸元	備考
トラクター等動力機械の燃料の使用	軽油：10 kl	小型特殊自動車 原油換算：9.804 kl
ビニルハウスでの燃料及び電力の使用	A 重油：15 kl 電力量：200,000 kWh	原油換算：15.067 kl 原油換算：44.582 kl
水田（間断灌漑水田）	面積：2,070,000 m ² (207 ha)	
稲わら等農業廃棄物の焼却	農業生産量：1,109.52 t	面積から推計
肥料の使用	合成肥料：72 tN	尿素肥料の使用は行われていないと仮定
	石灰肥料：124 t	
家畜の飼養 (消化管内発酵及び排せつ物の管理)	飼養頭数： 乳用牛 726 頭 肉用牛 525 頭	畜舎で飼養 ・乳用牛：全て搾乳牛 ・肉用牛：全て7ヶ月以上 ・ふん尿の処理方法：ふん尿混合処理・堆積発酵 ・ふん尿分離率：0% (全て混合処理) ・ふん尿管理率：100% (全て堆積発酵)

※ 上表で例示する農業事業者は、エネルギー使用量が原油換算 1,500kl 未満であるため省エネ法における特定事業者（報告義務対象）ではありません。

※ 小型特殊自動車は、「燃料の燃焼の用に供する施設及び機械における燃料の使用」のディーゼル機関における算定除外対象である自動車に分類されるため、CH₄ 及び N₂O の算定は不要です。

2) 報告の対象範囲の判定

次に、本制度において、当該事業所が報告対象となるかどうかを判断するための方法を説明します。

考えられる排出源を本制度における報告対象の温室効果ガスの種類別に分けて算定し、判定基準（ガス別で 3,000 tCO₂ 以上）に沿って対象の有無を判断します。

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄
非エネルギー起源 CO ₂	石灰肥料の使用	第 1 表④、別紙第 1 表③
CH ₄	ビニルハウスでの燃料の使用	第 1 表⑥、別紙第 1 表⑤
	水田からの排出（稲作）	
	稲わら等農業廃棄物の焼却	
	家畜の消化管内発酵	
	家畜の排せつ物の管理	
N ₂ O	ビニルハウスでの燃料の使用	第 1 表⑦、別紙第 1 表⑥
	稲わら等農業廃棄物の焼却	
	合成肥料の使用	
	家畜の排せつ物の管理	

ここで、温室効果ガスの種類ごとに報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

(1) エネルギー起源 CO₂

エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる特定排出者は、省エネ法の義務対象と同じく年間のエネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上となっている事業者です。ここで想定している農業事業者は、これに該当しないため、エネルギー起源 CO₂ の排出量を算定する必要はありません。

(2) 非エネルギー起源 CO₂

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

非エネルギー起源 CO ₂ 排出量合計で 3,000 tCO ₂ 以上

本事業者の場合、非エネルギー起源 CO₂ の排出源は、石灰肥料の使用のみが該当するので、これによる非エネルギー起源 CO₂ 排出量を算定します（尿素肥料の使用がある場合は、非エネルギー起源 CO₂ の算定対象活動となります。）。

石灰肥料の使用に伴う非エネルギー起源 CO₂ 排出は、耕地において肥料として使用された石灰肥料に、排出係数（単位当たりの CO₂ 排出量）を乗じることで求めます。ここでは、水田に使用された石灰肥料の種類が炭酸カルシウムであったと想定し、その使用量を 124 t として計算を行います。

$$\begin{aligned}
& \text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} \\
& = \text{使用した炭酸カルシウム量 (t)} \times \text{肥料の種類ごとの排出係数 (tCO}_2\text{/t)} \\
& = 124 \text{ t} \times 0.44 \text{ tCO}_2\text{/t} \\
& = \underline{\underline{54.56}} \text{ tCO}_2 \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-101 ページ) 参照})
\end{aligned}$$

したがって、3,000 tCO₂ 未満であるため、非エネルギー起源 CO₂ は報告対象となりません。

(3) CH₄

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

CH₄ 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 108 tCH₄) 以上

本事業者の場合、CH₄ の排出源は、ビニルハウスでの燃料の使用、水田からの排出（稲作）、稲わら等農業廃棄物の焼却、家畜の消化管内発酵及び家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらからの CH₄ 排出量を算定します。

① ビニルハウスでの燃料の使用

ビニルハウスでの燃料（A 重油）の使用に伴う CH₄ 排出量は、燃料使用量に、施設等の種類及び燃料の種類ごとに設定された単位発熱量と排出係数を乗じることで求めます。ここで、ビニルハウスにおける加温設備の施設等の種類は、「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」に該当します。

$$\begin{aligned}
& \text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
& = \text{A 重油消費量 (kl)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kl)} \times \text{排出係数 (tCH}_4\text{/GJ)} \\
& = 15 \text{ (kl)} \times 38.9 \text{ (GJ/kl)} \times 0.0000095 \text{ (tCH}_4\text{/GJ)} \\
& = \underline{\underline{0.00554325}} \text{ tCH}_4 \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-109 ページ) 参照})
\end{aligned}$$

② 水田からの排出（稲作）

水田からの CH₄ 排出量は、水田面積（207 ha）に排出係数（間断灌漑水田：0.000029 tCH₄/m²）を乗じることで求めます。

$$\begin{aligned}
& \text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\
& = \text{水田面積 (m}^2\text{)} \times \text{排出係数 (tCH}_4\text{/m}^2\text{)} \\
& = 2,070,000 \text{ (m}^2\text{)} \times 0.000029 \text{ (tCH}_4\text{/m}^2\text{)} \\
& = \underline{\underline{60.03}} \text{ tCH}_4 \\
& \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-149 ページ) 参照})
\end{aligned}$$

③ 稲わら等農業廃棄物の焼却

稲わら等農業廃棄物の焼却からの CH₄ 排出量は、農業廃棄物の屋外焼却量に、排出係数を乗じて求めます。ここでは、水田面積（207 ha）に、稲の収量全国平均値（5.36 t/ha）を乗じて、農業生産量（1,109.52 t）を求め、これにマニュアル（Ⅱ-150 ページ）に示す稲の残さ率（1.06）及び実測により把握した野焼き率（0.1）を乗じて農業廃棄物の屋外焼却量（117.60912 t）を算定します。

なお、実測によって直接、農業廃棄物の屋外焼却量を求めることや、農業生産量を把握した後に、稲の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物の屋外焼却量を求めることもできます。

$$\begin{aligned} & \text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\ &= \text{農業廃棄物の屋外焼却量 (t)} \times \text{排出係数 (tCH}_4\text{/t)} \\ &= 117.60912 \text{ t} \times 0.0022 \text{ tCH}_4\text{/t} \\ &= \underline{\underline{0.25874 \cdots}} \text{ tCH}_4 \\ & \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-150 ページ) 参照}) \end{aligned}$$

④ 家畜の消化管内発酵

家畜の消化管内発酵に伴う CH₄ 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）に、排出係数（乳用牛 0.10 tCH₄/頭、肉用牛 0.063 tCH₄/頭）を乗じて求めます。

$$\begin{aligned} & \text{CH}_4 \text{ 排出量 (tCH}_4\text{)} \\ &= \text{年間の平均飼養頭数} \times \text{排出係数} \\ &= \text{乳用牛 (726 頭)} \times 0.10 \text{ tCH}_4\text{/頭} + \text{肉用牛 (525 頭)} \times 0.063 \text{ tCH}_4\text{/頭} \\ &= 72.6 \text{ tCH}_4 + 33.075 \text{ tCH}_4 \\ &= \underline{\underline{105.675}} \text{ tCH}_4 \\ & \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-138 ページ) 参照}) \end{aligned}$$

⑤ 家畜の排せつ物の管理

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理に伴う CH₄ 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数（乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭）を基に家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）を求め、これに排出係数（牛（ふん・尿／堆積発酵／乳用牛）0.038 tCH₄/頭、牛（ふん・尿／堆積発酵／肉用牛）0.0013 tCH₄/頭）を乗じて求めます。

まず、家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）を求めます。

$$\begin{aligned} & \text{「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量 (t)」} \\ &= \text{「年間の平均的な飼養頭数 (頭)」} \\ & \quad \times \text{「一頭当たりの年間排せつ物量 (t/頭/年)」} \\ & \quad \times \text{「排せつ物の有機物含有率 (%)」} \\ & \quad \times \text{「ふん尿分離処理の割合 (%)」} \times \text{「処理システムごとのふん尿管理率 (%)」} \end{aligned}$$

すなわち、本事業者の場合、

乳用牛（726 頭）の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）」

$$\begin{aligned} &= (\text{ふん}) 726 \text{ 頭} \times 16.9 \text{ t/頭/年} \times 16\% + (\text{尿}) 726 \text{ 頭} \times 6.4 \text{ t/頭/年} \times 0.5\% \\ &= 1,963.104 \text{ t} + 23.232 \text{ t} \\ &= 1,986.336 \text{ t} \end{aligned}$$

肉用牛（525 頭）の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の有機物量（t）」

$$\begin{aligned} &= (\text{ふん}) 525 \text{ 頭} \times 5.0 \text{ t/頭/年} \times 18\% + (\text{尿}) 525 \text{ 頭} \times 2.6 \text{ t/頭/年} \times 2.0\% \\ &= 472.5 \text{ t} + 27.3 \text{ t} \\ &= 499.8 \text{ t} \end{aligned}$$

上記より、

CH₄ 排出量（tCH₄）

$$\begin{aligned} &= (\text{管理方法ごとに}) \text{ふん尿中の有機物量 (t)} \\ &\quad \times \text{単位有機物量当たりの管理に伴う排出量 (tCH}_4\text{/t)} \\ &= (\text{乳用牛}) 1,986.336 \text{ t} \times 0.038 \text{ tCH}_4\text{/頭} + (\text{肉用牛}) 499.8 \text{ t} \times 0.0013 \text{ tCH}_4\text{/頭} \\ &= 75.480768 \text{ tCH}_4 + 0.64974 \text{ tCH}_4 \\ &= \underline{\underline{76.130508}} \text{ tCH}_4 \quad (\text{算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-140 ページ) 参照}) \end{aligned}$$

⑥ 合計

以上より CH₄ の排出量をまとめると次のようになります。

農業事業者の CH₄ 排出量一覧

温室効果ガス	排出源	排出量
CH ₄	ビニルハウスでの燃料の使用	0.005543 tCH ₄
	水田からの排出	60.03 tCH ₄
	稲わら等農業廃棄物の焼却	0.258740 tCH ₄
	家畜の消化管内発酵	105.675 tCH ₄
	家畜の排せつ物の管理	76.130508 tCH ₄

これより、CH₄ 排出量を合計すると次のようになります。

合計 CH₄ 排出量（tCH₄）

$$\begin{aligned} &= 0.00554325 \text{ tCH}_4 + 60.03 \text{ tCH}_4 + 0.25874 \cdots \text{ tCH}_4 + 105.675 \text{ tCH}_4 + 76.130508 \text{ tCH}_4 \\ &= \underline{\underline{242.099 \cdots}} \text{ tCH}_4 \end{aligned}$$

↓（CH₄ の地球温暖化係数（28）を用いて CO₂ 換算）

$$= \underline{\underline{6,778.794 \cdots}} \text{ tCO}_2$$

したがって、CO₂に換算して 3,000 tCO₂以上であるため、CH₄は報告対象となります。

(4) N₂O

報告対象となる特定排出者については、本制度で下記のように定めています。

N₂O 排出量合計で CO₂ 換算 3,000 t (約 11.4 tN₂O) 以上

本事業者の場合、N₂O の排出源は、ビニルハウスでの燃料の使用、稲わら等農業廃棄物の焼却、合成肥料の使用、家畜の排せつ物の管理が該当するので、これらによる N₂O 排出量を算定します。

① ビニルハウスでの燃料の使用

ビニルハウスでの燃料 (A 重油) の使用に伴う N₂O 排出量は、燃料使用量に、施設等の種類及び燃料の種類ごとに設定された単位発熱量と排出係数を乗じることで求めます。ここで、ビニルハウスにおける加温設備の施設等の種類は、「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」に該当します。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= A 重油消費量 (kl) × 単位発熱量 (GJ/kl) × 排出係数 (tN₂O/GJ)

= 15 (kl) × 38.9 (GJ/kl) × 0.00000057 (tN₂O/GJ)

= 0.000332 tN₂O (算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-169 ページ) 参照)

② 稲わら等農業廃棄物の焼却

稲わら等農業廃棄物の焼却からの N₂O 排出量は、農業廃棄物量に、排出係数を乗じることで求めます。ここでは、農業廃棄物量のデータとして、先の CH₄ で計算した値 (117.60912 t) を再び使用します。

CH₄ の場合と同様に、実測によって直接、農業廃棄物量を求めるか、あるいは農業生産量を把握した後に、稲の残さ率及び野焼き率を乗じて農業廃棄物量を求めることもできます。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= 農業廃棄物 × 排出係数

= 117.60912 t × 0.000056 tN₂O/t

= 0.006586 tN₂O (算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-206 ページ) 参照)

③ 合成肥料の使用

合成肥料の使用に伴う N₂O 排出量は、作物種ごとに使用された肥料に含まれる窒素量に、排出係数 (単位窒素当たりの N₂O 排出量) を乗じることで求めます。ここでは、水田に使用された肥料に含まれる窒素量を 72 tN とし計算を行います。

N₂O 排出量 (tN₂O)

= 使用した肥料中の窒素量 (tN) × 水稻の排出係数 (tN₂O/tN)

= 72 tN × 0.0049 tN₂O/tN

= **0.3528 tN₂O**

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-195 ページ) 参照)

④ 家畜の排せつ物の管理

畜舎で飼養されている家畜の排せつ物の管理に伴う N₂O 排出量は、年間の家畜種ごとの飼養頭数 (乳用牛 726 頭、肉用牛 525 頭) を基に家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN) を求め、これに、排出係数 (牛 (ふん・尿/堆積発酵/乳用牛) 0.038 tN₂O/tN、牛 (ふん・尿/堆積発酵/肉用牛) 0.025 tN₂O/tN) を乗じて求めます。

まず、家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN) を求めます。

「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= 「年間の平均的な飼養頭数 (頭)」

× 「一頭当たりの年間窒素排出量 (tN/頭・年)」

× 「ふん尿分離処理の割合 (%)」

× 「処理システムごとのふん尿管理率 (%)」

すなわち、本事業者の場合、

乳用牛 (726 頭) の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= (ふん) 726 頭 × 0.067tN/頭・年 + (尿) 726 頭 × 0.037tN/頭・年

= 48.642tN + 26.862tN

= 75.504tN

肉用牛 (525 頭) の「家畜の管理方法ごとのふん尿中の窒素量 (tN)」

= (ふん) 525 頭 × 0.021tN/頭・年 + (尿) 525 頭 × 0.027tN/頭・年

= 11.025tN + 14.175tN

= 25.2 tN

上記より、

N₂O 排出量 (tN₂O)

= (管理方法ごとに) ふん尿中の窒素量 (tN)

× 単位有機物量当たりの管理に伴う排出量 (tN₂O/tN)

= 乳用牛 (75.504tN) × 0.038 tN₂O/tN + 肉用牛 (25.2tN) × 0.025 tN₂O/tN

= 2.869152 tN₂O + 0.63 tN₂O

= **3.499152 tN₂O**

(算定・報告マニュアル第Ⅱ編 (Ⅱ-184 ページ) 参照)

⑤ 合計

以上より N_2O の排出量をまとめると次のようになります。

農業事業者の N_2O 排出量一覧

温室効果ガス	排出源	排出量
N_2O	ビニルハウスでの燃料の使用	0.000332 t N_2O
	稲わら等農業廃棄物の焼却	0.006586 t N_2O
	合成肥料の使用	0.3528 t N_2O
	家畜の排せつ物の管理	3.499152 t N_2O

これより、 N_2O 排出量を合計すると次のようになります。

合計 N_2O 排出量 (t N_2O)

$$= 0.000332595 \text{ tN}_2\text{O} + 0.006586 \cdots \text{ tN}_2\text{O} + 0.3528 \text{ tN}_2\text{O} + 3.499152 \text{ tN}_2\text{O}$$

$$= \underline{\underline{3.85887 \cdots \text{ tN}_2\text{O}}}$$

↓ (N_2O の地球温暖化係数 (265) を用いて CO_2 換算)

$$= \underline{\underline{1,022.60073 \cdots \text{ tCO}_2}}$$

したがって、 CO_2 に換算して 3,000 t CO_2 未満であるため、 N_2O は報告対象となりません。

(5) その他

本事業所の活動においては、HFC、PFC、 SF_6 、 NF_3 の算定対象活動は行っていないため、算定する必要はありませんが、算定対象活動を行っている場合は、それぞれの算定方法に従って算定してください。

3) 報告する排出量の算定

(2)で報告対象となった以下の温室効果ガス・排出源について、改めて排出量を算定します。

ガスごとの温室効果ガス排出量の集計表

温室効果ガス	排出源	温対法様式第 1 における記載欄	備考
CH_4	ビニルハウスでの燃料の使用	第 1 表⑥、別紙第 1 表⑤	
	水田からの排出 (稲作)		
	稲わら等農業廃棄物の焼却		
	家畜の消化管内発酵		
	家畜の排せつ物の管理		

(1) CH₄

水田からの排出（稲作）、稲わら等農業廃棄物の焼却、家畜の消化管内発酵及び家畜の排せつ物の管理が対象となります。ここでは、排出係数は算定省令で定められた値を使用すると想定すると計算方法等は 2)(3)と同じになりますので、2)(3)に倣って計算してください。2)(3)に基づき小数点以下を切り捨て、報告する排出量は **6,778 tCO₂** となります。

(2) 調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量を算定します。ここでは、排出量の算定対象年度内に無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の合計量は 0tCO₂、自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量が 2,000 tCO₂であったと想定します。さらに、このうち、バイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証されたものが 1,000 tCO₂、省エネ活動による排出削減量として認証されたものが 1,000tCO₂であったとします。

調整後温室効果ガス排出量

＝エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
＋非エネルギー起源 CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。）
＋CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ 及び NF₃ の基礎排出量
－排出量調整無効化をした国内認証排出削減量・海外認証排出削減量
－非化石電源二酸化炭素削減相当量
＋自ら創出し他者に移転した国内認証排出削減量

ここで、エネルギー起源 CO₂ 排出量は、燃料の使用に伴う CO₂ 排出量（ただし、廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。都市ガスについては、都市ガスの使用量×調整後排出係数）、電気の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数）及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量（他人から供給された熱の使用量×調整後排出係数）の合計量です。

（算定・報告マニュアル第Ⅱ編（Ⅱ-278 ページ）参照）

項 目	排出量(tCO ₂)
CH ₄	6,778.794156
他社に移転した国内認証排出削減量等（バイオ炭施用）	0 ※
他社に移転した国内認証排出削減量等（省エネ）	1,000
調整後温室効果ガス排出量	7,778.794156

※ 自らが創出して他者に移転した国内認証排出削減量又は自らが創出して他者のために無効化をした国内認証排出量のうち、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された場合、又はバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証された場合は、調整後温室効果ガス排出量の算定における加算の対象から除外されます。

したがって、小数点以下を切り捨てると、調整後温室効果ガス排出量は**7,778 tCO₂**となります。

4) 排出量の報告

農業事業者の事業所管省庁は農林水産省であるため、農林水産省に温対法様式第1を提出します。

温対法様式第1での記載は下記のようになります。

この事例では、1事業者で1事業所であって、事業所が特定事業所（エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスが 3,000tCO₂ 以上）に該当しています。このため、温対法様式第1において事業者全体の排出量等を記載する「第1表」等に加えて、特定事業所ごとの排出量等を記載する「別紙第1表」にも記載します。

【温対法様式第1】

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

⑥ CH₄

6,778 tCO₂

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

7,778 tCO₂

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

⑤ CH₄

6,778 tCO₂

その他、下記項目についても、指定された事項の記載が必要となります。

第5表の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

1.8 荷主

1) 想定する事業者の概要と排出源

荷主とは自らの貨物を自己又は他者に委託して貨物を輸送させる事業者を指しています。業種は問わず幅広い事業者が荷主になりますが、業種によって輸送量の大小には差があります。このため、輸送量が大きい以下のような業種では特に本制度の報告対象となる事業者が多いことが想定されます。

- ・ 製造業（特に鉄鋼、石油、セメント、機械等の重工業）
- ・ 卸売業
- ・ 鉱業

ここでは荷主として工場を3箇所保有する製造業を考えます。

なお、荷主としてのCO₂排出以外の排出源はここでは取り扱いません。

想定した荷主の概要

主要施設	出荷量	備 考
工場A	50 万 t	近距離の配送が多い。
工場B	150 万 t	工場Cへの幹線輸送中心。
工場C	20 万 t	一部鉄道輸送あり。

※ 自家輸送分車両保有台数 2t車50台、4t車10台

排出源は、荷主としての貨物輸送に伴うCO₂の排出であり、事業者単位で算定・報告します。

2) 報告の対象範囲の判定

荷主としての排出源は以下のとおりエネルギー起源CO₂のみとなります。

温室効果ガス	排出源 (場所及び活動種類)	備 考
エネルギー起源CO ₂ (特定荷主)	工場A、B、Cからの出荷	省エネ法指定

ここで、上記の温室効果ガスの種類が報告対象となるかどうかの判定は以下のように行います。

なお、自家用貨物自動車の保有台数が60台と省エネ法の特定輸送事業者（トラック）の基準である200台を下回っているため、特定輸送事業者には該当せず、貨物輸送事業者としての報告は不要です。

(1) エネルギー起源CO₂（特定荷主）

省エネ法の特定荷主は本制度の報告対象ですので、ここで想定する荷主は省エネ法における特

定荷主であるため報告対象となります。

なお、省エネ法の特定荷主については、次のように定められています。

輸送量 3,000 万トンキロ以上

以後の議論のため、輸送量（トンキロ）を以下のように設定します。

主要施設	出荷先	出荷量	輸送距離	輸送トンキロ	備 考
工場 A	卸売業 D	61.6 千 t	118 km	7,268.8 千 t・km	
	卸売業 E	97 千 t	43 km	4,171 千 t・km	
	店舗 F ・・・	340 千 t	(平均) 15 km	5,100 千 t・km	自社トラック 近距離配送 (店舗多数)
工場 B	工場 A	113 千 t	20 km	2,260 千 t・km	
	工場 C	1,382 千 t	145 km	200,390 千 t・km	
工場 C	他社工場	204 千 t	(平均) 594 km	121,176 千 t・km	一部鉄道輸送あり
合 計		2,198 千 t		340,365.8 千 t・km	

3) 報告する排出量の算定

荷主としての貨物輸送に伴う CO₂ の排出が算定対象となりますので、事業者全体で関連するデータを収集します。

荷主の算定手法としては、下記の 3 種類があります（Ⅱ-58 ページ）参照。

算定手法	算 定 式
燃料法	排出量＝燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12
燃費法	排出量＝輸送距離／燃費×単位発熱量×排出係数×44/12
トンキロ法	[トラック] 排出量＝輸送トンキロ×トンキロ法燃料使用原単位×単位発熱量 ×排出係数×44/12 [鉄道、船舶、航空] 排出量＝輸送トンキロ×（輸送機関別の）トンキロ法原単位

ここでは工場 A から店舗への配送のみ自社トラック、その後は輸送事業者への委託輸送で工場 C からの出荷分には鉄道輸送が含まれていると仮定します。

① 自家輸送分

自社のトラックであれば燃料使用量の把握が簡単なため、燃料法で算定することができます。例えば次のような形でデータを収集・算定します。空車での走行については算定対象とならな

いため、貨物を積載した状態（実車）で走行した際に使用した燃料使用量のみ算定します。

燃 種	燃料使用量			CO ₂ 排出量	備 考
	全使用量	実車率	算定対象使用量		
ガソリン	2,542 kl	50 %	1,271 kl	2,910.7…tCO ₂	2 t 車 50 台
軽油	667 kl	60 %	400 kl	1,047.7…tCO ₂	4 t 車 10 台
合 計			1,671 kl	3,958.5…tCO ₂	

※ ガソリンの単位発熱量及び排出係数には、揮発油の単位発熱量と排出係数を使用します。

② 委託輸送分（トラック）

トラックの委託輸送の場合、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで算定することになりますが、ここではトンキロ法を用いて算定する場合を考えます。

トンキロ法では、燃種別最大積載量別に輸送量（トンキロ）、積載率を把握する必要があります。このため、例えば以下のような形でデータを収集・算定します。工場別にデータを把握する必要がありませんので、全工場分について運送会社ごとにデータを集計しています。燃料使用原単位（l/t・km）については、燃料種と燃費基準年に基づき、Ⅱ-60 ページの計算式によって算定します。ここでは、運送会社ごとに燃費基準達成年を想定しています。なお、鉄道輸送の末端輸送部分についてもここで集計・算定します。

委託先	燃種	最大積載量	積載率	燃費基準	原単位 (l/t・km)	トンキロ (千)	燃料使用量 (kl)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂)
運送会社 G	軽油	4 t	60 %	2015 年 基準達成	0.0903…	4,171	377.0…	987.5…
		13 t	75 %		0.0347…	200,390	6,957.9…	18,226.0…
運送会社 H	軽油	8 t	51 %*	2025 年 基準達成	0.0525*	7,268.8	381.6…	999.6…
運送会社 I	ガソリン	3 t	60 %	2022 年 基準達成	0.0832…	2,260	188.0…	430.7…
	軽油	10 t	80 %	燃費基準不明(その他)	0.0435…	61,496	2,676.8…	7,012.0…
合 計						275,585.8	10,581.5…	27,655.9…

*積載率不明のため、Ⅱ-61 ページの表Ⅱ-3-2に基づき、みなし積載率と積載率不明な場合の燃料使用原単位を利用

③ 委託輸送分（鉄道）

中長距離の輸送では鉄道を用いることもあり、ここでは工場Cからの出荷分の一部に鉄道輸送を利用していると考えています。

鉄道の場合には、一般に燃料法、燃費法を用いることはできませんので、トンキロ法を用いることになります。鉄道の場合のトンキロ法は、輸送量（トンキロ）と原単位から算定できます。

$$59,680 \text{ 千トンキロ} \times 22 \text{ gCO}_2/\text{トンキロ} \times 1/1,000 \text{ (tCO}_2/\text{gCO}_2) = 1,312.96 \text{ tCO}_2$$

なお、鉄道の場合のトンキロ法ではエネルギーの種類を区別できないため、報告の際には燃料使用に伴う CO₂ 排出量として報告します。

④ 合計

以上を合計し、合計値の小数点以下を切り捨てると、CO₂ 排出量は **32,927 tCO₂** となります。

	算定手法	CO ₂ 排出量	備 考
①自家輸送分	燃料法	3,958.5… tCO ₂	トラック近距離配送
②委託輸送分（トラック）	トンキロ法	27,655.9… tCO ₂	鉄道末端輸送含む
③委託輸送分（鉄道）	トンキロ法	1,312.9… tCO ₂	
合 計		32,927.4… tCO ₂	

4) 排出量の報告

荷主の事業所管省庁は事業者により異なります。経済産業省及び事業所管省庁に省エネ法の定期報告書（様式第 30）を提出します。

省エネ法定期報告書での記載は下記のようになります。

【省エネ法定期報告書】

第 9 表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

燃料の使用に伴う二酸化炭素

32,927 tCO₂

他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素

0 tCO₂

なお、特定荷主については、調整後温室効果ガス排出量の報告は行いません。

2. 日本標準産業分類一覧

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
A 農業、林業			
		01 農業	
		010 管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）	0100 主として管理事務を行う本社等
			0109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		011 耕種農業	
		0111 米作農業	
		0112 米作以外の穀作農業	
		0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	
		0114 果樹作農業	
		0115 花き作農業	
		0116 工芸農作物農業	
		0117 ばれいしょ・かんしょ作農業	
		0119 その他の耕種農業	
		012 畜産農業	
		0121 酪農業	
		0122 肉用牛生産業	
		0123 養豚業	
		0124 養鶏業	
		0125 畜産類似業	
		0126 養蚕農業	
		0129 その他の畜産農業	
		013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）	
		0131 穀作サービス業	
		0132 野菜作・果樹作サービス業	
		0133 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	
		0134 畜産サービス業（獣医業を除く）	
		014 園芸サービス業	
		0141 園芸サービス業	
		02 林業	
		020 管理、補助的経済活動を行う事業所（02林業）	0200 主として管理事務を行う本社等
			0209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		021 育林業	
		0211 育林業	
		022 素材生産業	
		0221 素材生産業	
		023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	
		0231 製薪炭業	
		0239 その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	
		024 林業サービス業	
		0241 育林サービス業	
		0242 素材生産サービス業	
		0243 山林種苗生産サービス業	
		0249 その他の林業サービス業	
		029 その他の林業	
		0299 その他の林業	
		B 漁業	
		03 漁業（水産養殖業を除く）	
		030 管理、補助的経済活動を行う事業所（03漁業）	0300 主として管理事務を行う本社等
			0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		031 海面漁業	
		0311 底びき網漁業	
		0312 まき網漁業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
B 漁業 [つづき]				
03 漁業（水産養殖業を除く） [つづき]				
031 海面漁業 [つづき]				
		0313	刺網漁業	
		0314	釣・はえ縄漁業	
		0315	定置網漁業	
		0316	地びき網・船びき網漁業	
		0317	採貝・採藻業	
		0318	捕鯨業	
		0319	その他の海面漁業	
032 内水面漁業				
		0321	内水面漁業	
04 水産養殖業				
040 管理、補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）				
		0400	主として管理事務を行う本社等	
		0409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
041 海面養殖業				
		0411	魚類養殖業	
		0412	貝類養殖業	
		0413	藻類養殖業	
		0414	真珠養殖業	
		0415	種苗養殖業	
		0419	その他の海面養殖業	
042 内水面養殖業				
		0421	内水面養殖業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業				
05 鉱業、採石業、砂利採取業				
050 管理、補助的経済活動を行う事業所（05鉱業、採石業、砂利採取業）				
		0500	主として管理事務を行う本社等	
		0509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
051 金属鉱業				
		0511	金・銀鉱業	
		0512	鉛・亜鉛鉱業	
		0513	鉄鉱業	
		0519	その他の金属鉱業	
052 石炭・亜炭鉱業				
		0521	石炭鉱業（石炭選別業を含む）	
		0522	亜炭鉱業	
053 原油・天然ガス鉱業				
		0531	原油鉱業	
		0532	天然ガス鉱業	
054 採石業、砂・砂利・玉石採取業				
		0541	花こう岩・同類似岩石採石業	
		0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
		0543	安山岩・同類似岩石採石業	
		0544	大理石採石業	
		0545	ぎょう灰岩採石業	
		0546	砂岩採石業	
		0547	粘板岩採石業	
		0548	砂・砂利・玉石採取業	
		0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）				
		0551	耐火粘土鉱業	
		0552	ろう石鉱業	
		0553	ドロマイト鉱業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
C 鉱業、採石業、砂利採取業〔つづき〕			
	05 鉱業、採石業、砂利採取業〔つづき〕		
	055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）〔つづき〕	
	0554	長石鉱業	
	0555	けい石鉱業	
	0556	天然けい砂鉱業	
	0557	石灰石鉱業	
	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
	059	その他の鉱業	
	0591	酸性白土鉱業	
	0592	ベントナイト鉱業	
	0593	けいそう土鉱業	
	0594	滑石鉱業	
	0599	他に分類されない鉱業	
D 建設業			
	06 総合工事業		
	060	管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）	
	0600	主として管理事務を行う本社等	
	0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	061	一般土木建築工事業	
	0611	一般土木建築工事業	
	062	土木工事業（舗装工事業を除く）	
	0621	土木工事業（別掲を除く）	
	0622	造園工事業	
	0623	しゅんせつ工事業	
	063	舗装工事業	
	0631	舗装工事業	
	064	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
	0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
	065	木造建築工事業	
	0651	木造建築工事業	
	066	建築リフォーム工事業	
	0661	建築リフォーム工事業	
	07 職別工事業（設備工事業を除く）		
	070	管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）	
	0700	主として管理事務を行う本社等	
	0709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	071	大工工事業	
	0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
	0712	型枠大工工事業	
	072	とび・土工・コンクリート工事業	
	0721	とび工事業	
	0722	土工・コンクリート工事業	
	0723	特殊コンクリート工事業	
	073	鉄骨・鉄筋工事業	
	0731	鉄骨工事業	
	0732	鉄筋工事業	
	074	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	
	0741	石工工事業	
	0742	れんが工事業	
	0743	タイル工事業	
	0744	コンクリートブロック工事業	
	075	左官工事業	
	0751	左官工事業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
D 建設業〔つづき〕				
			07 職別工事業（設備工事業を除く）〔つづき〕	
			076 板金・金物工事業	
			0761	金属製屋根工事業
			0762	板金工事業
			0763	建築金物工事業
			077 塗装工事業	
			0771	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
			0772	道路標示・区画線工事業
			078 床・内装工事業	
			0781	床工事業
			0782	内装工事業
			079 その他の職別工事業	
			0791	ガラス工事業
			0792	金属製建具工事業
			0793	木製建具工事業
			0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
			0795	防水工事業
			0796	解体・はつり工事業
			0799	他に分類されない職別工事業
			08 設備工事業	
			080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）	
			0800	主として管理事務を行う本社等
			0809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			081 電気工事業	
			0811	一般電気工事業
			0812	電気配線工事業
			082 電気通信・信号装置工事業	
			0821	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）
			0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
			0823	信号装置工事業
			083 管工事業（さく井工事業を除く）	
			0831	一般管工事業
			0832	冷暖房設備工事業
			0833	給排水・衛生設備工事業
			0839	その他の管工事業
			084 機械器具設置工事業	
			0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）
			0842	昇降設備工事業
			089 その他の設備工事業	
			0891	築炉工事業
			0892	熱絶縁工事業
			0893	道路標識設置工事業
			0894	さく井工事業
E 製造業				
			09 食料品製造業	
			090 管理、補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）	
			0900	主として管理事務を行う本社等
			0909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			091 畜産食料品製造業	
			0911	部分肉・冷凍肉製造業
			0912	肉加工品製造業
			0913	処理牛乳・乳飲料製造業
			0914	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）
			0919	その他の畜産食料品製造業

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
09 食料品製造業〔つづき〕				
092 水産食料品製造業				
	0921	水産缶詰・瓶詰製造業		
	0922	海藻加工業		
	0923	水産練製品製造業		
	0924	塩干・塩蔵品製造業		
	0925	冷凍水産物製造業		
	0926	冷凍水産食品製造業		
	0929	その他の水産食料品製造業		
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業				
	0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）		
	0932	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）		
094 調味料製造業				
	0941	味そ製造業		
	0942	しょう油・食用アミノ酸製造業		
	0943	ソース製造業		
	0944	食酢製造業		
	0949	その他の調味料製造業		
095 砂糖・でんぷん糖類製造業				
	0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）		
	0952	砂糖精製業		
	0953	でんぷん糖類製造業		
096 精穀・製粉業				
	0961	精米・精麦業		
	0962	小麦粉製造業		
	0969	その他の精穀・製粉業		
097 パン・菓子製造業				
	0971	パン製造業		
	0972	生菓子製造業		
	0973	ビスケット類・干菓子製造業		
	0974	米菓製造業		
	0979	その他のパン・菓子製造業		
098 動植物油脂製造業				
	0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）		
	0982	食用油脂加工業		
099 その他の食料品製造業				
	0991	でんぷん製造業		
	0992	めん類製造業		
	0993	豆腐・油揚げ製造業		
	0994	あん類製造業		
	0995	冷凍調理食品製造業		
	0996	そう（惣）菜製造業		
	0997	すし・弁当・調理パン製造業		
	0998	レトルト食品製造業		
	0999	他に分類されない食料品製造業		
10 飲料・たばこ・飼料製造業				
100 管理、補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）				
	1000	主として管理事務を行う本社等		
	1009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
101 清涼飲料製造業				
	1011	清涼飲料製造業		
102 酒類製造業				
	1021	果実酒製造業		
	1022	発泡性酒類製造業		

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業〔つづき〕			
10 飲料・たばこ・飼料製造業〔つづき〕			
102 酒類製造業〔つづき〕			
	1023	清酒製造業	
	1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）	
	1025	蒸留酒類製造業	
	1026	混成酒類製造業	
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）			
	1031	製茶業	
	1032	コーヒー製造業	
104 製氷業			
	1041	製氷業	
105 たばこ製造業			
	1051	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）	
	1052	葉たばこ処理業	
106 飼料・有機質肥料製造業			
	1061	配合飼料製造業	
	1062	単体飼料製造業	
	1063	有機質肥料製造業	
11 繊維工業			
110 管理、補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）			
	1100	主として管理事務を行う本社等	
	1109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業			
	1111	製糸業	
	1112	化学繊維製造業	
	1113	炭素繊維製造業	
	1114	綿紡績業	
	1115	化学繊維紡績業	
	1116	毛紡績業	
	1117	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）	
	1118	かさ高加工糸製造業	
	1119	その他の紡績業	
112 織物業			
	1121	綿・スフ織物業	
	1122	絹・人絹織物業	
	1123	毛織物業	
	1124	麻織物業	
	1125	細幅織物業	
	1129	その他の織物業	
113 ニット生地製造業			
	1131	丸編ニット生地製造業	
	1132	たて編ニット生地製造業	
	1133	横編ニット生地製造業	
114 染色整理業			
	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業	
	1142	絹・人絹織物機械染色業	
	1143	毛織物機械染色整理業	
	1144	織物整理業	
	1145	織物手加工染色整理業	
	1146	綿状繊維・糸染色整理業	
	1147	ニット・レース染色整理業	
	1148	繊維雑品染色整理業	
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業			
	1151	網製造業	
	1152	漁網製造業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
11 繊維工業 [つづき]			
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業 [つづき]			
	1153	網地製造業（漁網を除く）	
	1154	レース製造業	
	1155	組ひも製造業	
	1156	整毛業	
	1157	フェルト・不織布製造業	
	1158	上塗りした織物・防水した織物製造業	
	1159	その他の繊維粗製品製造業	
116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）			
	1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
	1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）	
	1167	ニット製アウターシャツ類製造業	
	1168	セーター類製造業	
	1169	その他の外衣・シャツ製造業	
117 下着類製造業			
	1171	織物製下着製造業	
	1172	ニット製下着製造業	
	1173	織物製・ニット製寝着類製造業	
	1174	補整着製造業	
118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業			
	1181	和装製品製造業（足袋を含む）	
	1182	ネクタイ製造業	
	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	
	1184	靴下製造業	
	1185	手袋製造業	
	1186	帽子製造業（帽体を含む）	
	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
119 その他の繊維製品製造業			
	1191	寝具製造業	
	1192	毛布製造業	
	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
	1194	帆布製品製造業	
	1195	繊維製袋製造業	
	1196	刺しゅう業	
	1197	タオル製造業	
	1198	繊維製衛生材料製造業	
	1199	他に分類されない繊維製品製造業	
12 木材・木製品製造業（家具を除く）			
120 管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）			
	1200	主として管理事務を行う本社等	
	1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
121 製材業、木製品製造業			
	1211	一般製材業	
	1212	単板（ベニヤ）製造業	
	1213	木材チップ製造業	
	1219	その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業			
	1221	造作材製造業（建具を除く）	
	1222	合板製造業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
12 木材・木製品製造業（家具を除く）〔つづき〕				
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業〔つづき〕				
	1223	集成材製造業		
	1224	建築用木製組立材料製造業		
	1225	パーティクルボード製造業		
	1226	繊維板製造業		
	1227	銘木製造業		
	1228	床板製造業		
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）				
	1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業		
	1232	木箱製造業		
	1233	たる・おけ製造業		
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）				
	1291	木材薬品処理業		
	1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業		
	1299	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）		
13 家具・装備品製造業				
130 管理、補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）				
	1300	主として管理事務を行う本社等		
	1309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
131 家具製造業				
	1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）		
	1312	金属製家具製造業		
	1313	マットレス・組スプリング製造業		
132 宗教用具製造業				
	1321	宗教用具製造業		
133 建具製造業				
	1331	建具製造業		
139 その他の家具・装備品製造業				
	1391	事務所用・店舗用装備品製造業		
	1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業		
	1393	鏡縁・額縁製造業		
	1399	他に分類されない家具・装備品製造業		
14 パルプ・紙・紙加工品製造業				
140 管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）				
	1400	主として管理事務を行う本社等		
	1409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
141 パルプ製造業				
	1411	パルプ製造業		
142 紙製造業				
	1421	洋紙製造業		
	1422	板紙製造業		
	1423	機械すき和紙製造業		
	1424	手すき和紙製造業		
143 加工紙製造業				
	1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）		
	1432	段ボール製造業		
	1433	壁紙・ふすま紙製造業		
144 紙製品製造業				
	1441	事務用・学用紙製品製造業		
	1442	日用紙製品製造業		
	1449	その他の紙製品製造業		
145 紙製容器製造業				
	1451	重包装紙袋製造業		

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
			14 パルプ・紙・紙加工品製造業〔つづき〕	
			145 紙製容器製造業〔つづき〕	
			1452	角底紙袋製造業
			1453	段ボール箱製造業
			1454	紙器製造業
			149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
			1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
			15 印刷・同関連業	
			150 管理、補助的経済活動を行う事業所（15印刷・同関連業）	
			1500	主として管理事務を行う本社等
			1509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			151 印刷業	
			1511	オフセット印刷業（紙に対するもの）
			1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
			1513	紙以外の印刷業
			152 製版業	
			1521	製版業
			153 製本業、印刷物加工業	
			1531	製本業
			1532	印刷物加工業
			159 印刷関連サービス業	
			1591	印刷関連サービス業
			16 化学工業	
			160 管理、補助的経済活動を行う事業所（16化学工業）	
			1600	主として管理事務を行う本社等
			1609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			161 化学肥料製造業	
			1611	窒素質・りん酸質肥料製造業
			1612	複合肥料製造業
			1619	その他の化学肥料製造業
			162 無機化学工業製品製造業	
			1621	ソーダ工業
			1622	無機顔料製造業
			1623	圧縮ガス・液化ガス製造業
			1624	塩製造業
			1629	その他の無機化学工業製品製造業
			163 有機化学工業製品製造業	
			1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
			1632	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
			1633	発酵工業
			1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
			1635	プラスチック製造業
			1636	合成ゴム製造業
			1639	その他の有機化学工業製品製造業
			164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	
			1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
			1642	石けん・合成洗剤製造業
			1643	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）
			1644	塗料製造業
			1645	印刷インキ製造業
			1646	洗浄剤・磨用剤製造業
			1647	ろうそく製造業
			165 医薬品製造業	
			1651	医薬品原薬製造業

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
16 化学工業〔つづき〕				
165 医薬品製造業〔つづき〕				
	1652	医薬品製剤製造業		
	1653	生物学的製剤製造業		
	1654	生薬・漢方製剤製造業		
	1655	動物用医薬品製造業		
166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				
	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）		
	1662	頭髮用化粧品製造業		
	1669	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業		
169 その他の化学工業				
	1691	火薬類製造業		
	1692	農薬製造業		
	1693	香料製造業		
	1694	ゼラチン・接着剤製造業		
	1695	写真感光材料製造業		
	1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		
	1697	試薬製造業		
	1699	他に分類されない化学工業製品製造業		
17 石油製品・石炭製品製造業				
170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）				
	1700	主として管理事務を行う本社等		
	1709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
171 石油精製業				
	1711	石油精製業		
172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）				
	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）		
173 コークス製造業				
	1731	コークス製造業		
174 舗装材料製造業				
	1741	舗装材料製造業		
179 その他の石油製品・石炭製品製造業				
	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業		
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）				
180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）				
	1800	主として管理事務を行う本社等		
	1809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業				
	1811	プラスチック板・棒製造業		
	1812	プラスチック管製造業		
	1813	プラスチック継手製造業		
	1814	プラスチック異形押出製品製造業		
	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業		
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業				
	1821	プラスチックフィルム製造業		
	1822	プラスチックシート製造業		
	1823	プラスチック床材製造業		
	1824	合成皮革製造業		
	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業		
183 工業用プラスチック製品製造業				
	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）		
	1834	工業用プラスチック製品加工業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業〔つづき〕			
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）〔つづき〕			
184 発泡・強化プラスチック製品製造業			
	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業	
	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業	
185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）			
	1851	プラスチック成形材料製造業	
	1852	廃プラスチック製品製造業	
189 その他のプラスチック製品製造業			
	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
	1892	プラスチック製容器製造業	
	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業	
	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業	
19 ゴム製品製造業			
190 管理、補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）			
	1900	主として管理事務を行う本社等	
	1909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
191 タイヤ・チューブ製造業			
	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業	
	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業	
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業			
	1921	ゴム製履物・同附属品製造業	
	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業	
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業			
	1931	ゴムベルト製造業	
	1932	ゴムホース製造業	
	1933	工業用ゴム製品製造業	
199 その他のゴム製品製造業			
	1991	ゴム引布・同製品製造業	
	1992	医療・衛生用ゴム製品製造業	
	1993	ゴム練生地製造業	
	1994	更生タイヤ製造業	
	1995	再生ゴム製造業	
	1999	他に分類されないゴム製品製造業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業			
200 管理、補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）			
	2000	主として管理事務を行う本社等	
	2009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
201 なめし革製造業			
	2011	なめし革製造業	
202 工業用革製品製造業（手袋を除く）			
	2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
203 革製履物用材料・同附属品製造業			
	2031	革製履物用材料・同附属品製造業	
204 革製履物製造業			
	2041	革製履物製造業	
205 革製手袋製造業			
	2051	革製手袋製造業	
206 かばん製造業			
	2061	かばん製造業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業〔つづき〕			
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業〔つづき〕	
		207 袋物製造業	
		2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
		2072	ハンドバッグ製造業
		208 毛皮製造業	
		2081	毛皮製造業
		209 その他のなめし革製品製造業	
		2099	その他のなめし革製品製造業
	21	窯業・土石製品製造業	
		210 管理、補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）	
		2100	主として管理事務を行う本社等
		2109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		211 ガラス・同製品製造業	
		2111	板ガラス製造業
		2112	板ガラス加工業
		2113	ガラス製加工素材製造業
		2114	ガラス容器製造業
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
		2117	ガラス繊維・同製品製造業
		2119	その他のガラス・同製品製造業
		212 セメント・同製品製造業	
		2121	セメント製造業
		2122	生コンクリート製造業
		2123	コンクリート製品製造業
		2129	その他のセメント製品製造業
		213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	
		2131	粘土がわら製造業
		2132	普通れんが製造業
		2139	その他の建設用粘土製品製造業
		214 陶磁器・同関連製品製造業	
		2141	衛生陶器製造業
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
		2143	陶磁器製置物製造業
		2144	電気用陶磁器製造業
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
		2146	陶磁器製タイル製造業
		2147	陶磁器絵付業
		2148	陶磁器用はい（坏）土製造業
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
		215 耐火物製造業	
		2151	耐火れんが製造業
		2152	不定形耐火物製造業
		2159	その他の耐火物製造業
		216 炭素・黒鉛製品製造業	
		2161	炭素質電極製造業
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業
		217 研磨材・同製品製造業	
		2171	研磨材製造業
		2172	研削と石製造業
		2173	研磨布紙製造業
		2179	その他の研磨材・同製品製造業

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業 [つづき]				
21 窯業・土石製品製造業 [つづき]				
218 骨材・石工品等製造業				
	2181	砕石製造業		
	2182	再生骨材製造業		
	2183	人工骨材製造業		
	2184	石工品製造業		
	2185	けいそう土・同製品製造業		
	2186	鉱物・土石粉碎等処理業		
219 その他の窯業・土石製品製造業				
	2191	ロックウール・同製品製造業		
	2192	石こう（膏）製品製造業		
	2193	石灰製造業		
	2194	鋳型製造業（中子を含む）		
	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業		
22 鉄鋼業				
220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）				
	2200	主として管理事務を行う本社等		
	2209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
221 製鉄業				
	2211	高炉による製鉄業		
	2212	高炉によらない製鉄業		
	2213	フェロアロイ製造業		
222 製鋼・製鋼圧延業				
	2221	製鋼・製鋼圧延業		
223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）				
	2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）		
	2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）		
	2233	冷間ロール成型形鋼製造業		
	2234	鋼管製造業		
	2235	伸鉄業		
	2236	磨棒鋼製造業		
	2237	引抜鋼管製造業		
	2238	伸線業		
	2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）		
224 表面処理鋼材製造業				
	2241	亜鉛鉄板製造業		
	2249	その他の表面処理鋼材製造業		
225 鉄素形材製造業				
	2251	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）		
	2252	可鍛鋳鉄製造業		
	2253	鋳鋼製造業		
	2254	鍛工品製造業		
	2255	鍛鋼製造業		
229 その他の鉄鋼業				
	2291	鉄鋼シャースリット業		
	2292	鉄スクラップ加工処理業		
	2293	鋳鉄管製造業		
	2299	他に分類されない鉄鋼業		
23 非鉄金属製造業				
230 管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）				
	2300	主として管理事務を行う本社等		
	2309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
231 非鉄金属第1次製錬・精製業				
	2311	銅第1次製錬・精製業		
	2312	亜鉛第1次製錬・精製業		

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業〔つづき〕			
23 非鉄金属製造業〔つづき〕			
231 非鉄金属第１次製錬・精製業〔つづき〕			
	2319	その他の非鉄金属第１次製錬・精製業	
232 非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）			
	2321	鉛第２次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	
	2322	アルミニウム第２次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	
	2329	その他の非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）			
	2331	伸銅品製造業	
	2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	
	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	
234 電線・ケーブル製造業			
	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	
	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	
235 非鉄金属素形材製造業			
	2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）	
	2352	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	
	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	
	2354	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	
	2355	非鉄金属鍛造品製造業	
239 その他の非鉄金属製造業			
	2391	核燃料製造業	
	2399	他に分類されない非鉄金属製造業	
24 金属製品製造業			
240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）			
	2400	主として管理事務を行う本社等	
	2409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業			
	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業			
	2421	洋食器製造業	
	2422	機械刃物製造業	
	2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）	
	2424	作業工具製造業	
	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業	
	2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）	
	2429	その他の金物類製造業	
243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業			
	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	
	2432	ガス機器・石油機器製造業	
	2433	温風・温水暖房装置製造業	
	2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	
244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）			
	2441	鉄骨製造業	
	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	
	2443	金属製サッシ・ドア製造業	
	2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業	
	2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）	
	2446	製缶板金業	
245 金属素形材製品製造業			
	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
	2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	
	2453	粉末や金製品製造業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
24 金属製品製造業〔つづき〕				
246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）				
	2461	金属製品塗装業		
	2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	2463	金属彫刻業		
	2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）		
	2465	金属熱処理業		
	2469	その他の金属表面処理業		
247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）				
	2471	くぎ製造業		
	2479	その他の金属線製品製造業		
248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業				
	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		
249 その他の金属製品製造業				
	2491	金庫製造業		
	2492	金属製スプリング製造業		
	2499	他に分類されない金属製品製造業		
25 はん用機械器具製造業				
250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）				
	2500	主として管理事務を行う本社等		
	2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
251 ボイラ・原動機製造業				
	2511	ボイラ製造業		
	2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）		
	2513	はん用内燃機関製造業		
	2519	その他の原動機製造業		
252 ポンプ・圧縮機器製造業				
	2521	ポンプ・同装置製造業		
	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業		
	2523	油圧・空圧機器製造業		
253 一般産業用機械・装置製造業				
	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）		
	2532	エレベータ・エスカレータ製造業		
	2533	物流運搬設備製造業		
	2534	工業窯炉製造業（燃焼炉）		
	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業		
259 その他のはん用機械・同部分品製造業				
	2591	消火器具・消火装置製造業		
	2592	弁・同附属品製造業		
	2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業		
	2594	玉軸受・ころ軸受製造業		
	2595	ピストンリング製造業		
	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業		
	2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）		
26 生産用機械器具製造業				
260 管理、補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）				
	2600	主として管理事務を行う本社等		
	2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）				
	2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
262 建設機械・鉱山機械製造業				
	2621	建設機械・鉱山機械製造業		
263 繊維機械製造業				
	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業 [つづき]				
26 生産用機械器具製造業 [つづき]				
263 繊維機械製造業[つづき]				
	2632	製織機械・編組機械製造業		
	2633	染色整理仕上機械製造業		
	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業		
	2635	縫製機械製造業		
264 生活関連産業用機械製造業				
	2641	食品機械・同装置製造業		
	2642	木材加工機械製造業		
	2643	パルプ装置・製紙機械製造業		
	2644	印刷・製本・紙工機械製造業		
	2645	包装・荷造機械製造業		
265 基礎素材産業用機械製造業				
	2651	鑄造装置製造業		
	2652	化学機械・同装置製造業		
	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業		
266 金属加工機械製造業				
	2661	金属工作機械製造業		
	2662	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）		
	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）		
	2664	機械工具製造業（粉末や金業を除く）		
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業				
	2671	半導体製造装置製造業		
	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
269 その他の生産用機械・同部分品製造業				
	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業		
	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業		
	2693	真空装置・真空機器製造業		
	2694	ロボット製造業		
	2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業		
27 業務用機械器具製造業				
270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）				
	2700	主として管理事務を行う本社等		
	2709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
271 事務用機械器具製造業				
	2711	複写機製造業		
	2719	その他の事務用機械器具製造業		
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業				
	2721	サービス用機械器具製造業		
	2722	娯楽用機械製造業		
	2723	自動販売機製造業		
	2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業		
273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業				
	2731	体積計製造業		
	2732	はかり製造業		
	2733	圧力計・流量計・液面計等製造業		
	2734	精密測定器製造業		
	2735	分析機器製造業		
	2736	試験機製造業		
	2737	測量機械器具製造業		
	2738	理化学機械器具製造業		
	2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
27 業務用機械器具製造業 [つづき]			
274 医療用機械器具・医療用品製造業			
	2741	医療用機械器具製造業	
	2742	歯科用機械器具製造業	
	2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	
	2744	歯科材料製造業	
275 光学機械器具・レンズ製造業			
	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
276 武器製造業			
	2761	武器製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
280 管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）			
	2800	主として管理事務を行う本社等	
	2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
281 電子デバイス製造業			
	2811	電子管製造業	
	2812	光電変換素子製造業	
	2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
	2814	集積回路製造業	
	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	
282 電子部品製造業			
	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
	2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	
	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
283 記録メディア製造業			
	2831	半導体メモリメディア製造業	
	2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
284 電子回路製造業			
	2841	電子回路基板製造業	
	2842	電子回路実装基板製造業	
285 ユニット部品製造業			
	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
	2859	その他のユニット部品製造業	
289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業			
290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）			
	2900	主として管理事務を行う本社等	
	2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			
	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
	2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
	2913	電力開閉装置製造業	
	2914	配電盤・電力制御装置製造業	
	2915	配線器具・配線附属品製造業	
292 産業用電気機械器具製造業			
	2921	電気溶接機製造業	
	2922	内燃機関電装品製造業	
	2923	電気炉・電熱装置製造業	
	2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業〔つづき〕			
29 電気機械器具製造業〔つづき〕			
293 民生用電気機械器具製造業			
	2931	ちゅう房機器製造業	
	2932	空調・住宅関連機器製造業	
	2933	衣料衛生関連機器製造業	
	2939	その他の民生用電気機械器具製造業	
294 電球・電気照明器具製造業			
	2941	電球製造業	
	2942	電気照明器具製造業	
295 電池製造業			
	2951	蓄電池製造業	
	2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	
296 電子応用装置製造業			
	2961	X線装置製造業	
	2962	医療用電子応用装置製造業	
	2969	その他の電子応用装置製造業	
297 電気計測器製造業			
	2971	電気計測器製造業（別掲を除く）	
	2972	工業計器製造業	
	2973	医療用計測器製造業	
299 その他の電気機械器具製造業			
	2999	その他の電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業			
300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）			
	3000	主として管理事務を行う本社等	
	3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業			
	3011	有線通信機械器具製造業	
	3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	
	3013	無線通信機械器具製造業	
	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
	3015	交通信号保安装置製造業	
	3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
302 映像・音響機械器具製造業			
	3021	ビデオ機器製造業	
	3022	デジタルカメラ製造業	
	3023	電気音響機械器具製造業	
303 電子計算機・同附属装置製造業			
	3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	
	3032	パーソナルコンピュータ製造業	
	3033	外部記憶装置製造業	
	3034	印刷装置製造業	
	3035	表示装置製造業	
	3039	その他の附属装置製造業	
31 輸送用機械器具製造業			
310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）			
	3100	主として管理事務を行う本社等	
	3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
311 自動車・同附属品製造業			
	3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）	
	3112	自動車車体・附随車製造業	
	3113	自動車部分品・附属品製造業	
312 鉄道車両・同部分品製造業			
	3121	鉄道車両製造業	
	3122	鉄道車両用部分品製造業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
E 製造業 [つづき]			
	31	輸送用機械器具製造業 [つづき]	
		313	船舶製造・修理業、船用機関製造業
			3131 船舶製造・修理業
			3132 船体ブロック製造業
			3133 舟艇製造・修理業
			3134 船用機関製造業
		314	航空機・同附属品製造業
			3141 航空機製造業
			3142 航空機用原動機製造業
			3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業
		315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
			3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
			3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
		319	その他の輸送用機械器具製造業
			3191 自転車・同部分品製造業
			3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業	
		320	管理、補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）
			3200 主として管理事務を行う本社等
			3209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		321	貴金属・宝石製品製造業
			3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業
			3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業
			3219 その他の貴金属製品製造業
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
			3221 装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）
			3222 造花・装飾用羽毛製造業
			3223 ボタン製造業
			3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
			3229 その他の装身具・装飾品製造業
		323	時計・同部分品製造業
			3231 時計・同部分品製造業
		324	楽器製造業
			3241 ピアノ製造業
			3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
		325	がん具・運動用具製造業
			3251 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）
			3252 人形製造業
			3253 運動用具製造業
		326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
			3261 万年筆・ペン類・鉛筆製造業
			3262 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
			3269 その他の事務用品製造業
		327	漆器製造業
			3271 漆器製造業
		328	畳等生活雑貨製品製造業
			3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
			3282 畳製造業
			3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
			3284 ほうき・ブラシ製造業
			3285 喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）
			3289 その他の生活雑貨製品製造業

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
E 製造業〔つづき〕				
	32	その他の製造業〔つづき〕		
		329	他に分類されない製造業	
		3291	煙火製造業	
		3292	看板・標識機製造業	
		3293	パレット製造業	
		3294	モデル・模型製造業	
		3295	工業用模型製造業	
		3296	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	
		3297	眼鏡製造業（枠を含む）	
		3299	他に分類されないその他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業				
	33	電気業		
		330	管理、補助的経済活動を行う事業所（33電気業）	
		3300	主として管理事務を行う本社等	
		3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		331	電気業	
		3311	発電業	
		3312	送配電業	
		3313	電気小売業	
		3314	電気卸供給業	
	34	ガス業		
		340	管理、補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）	
		3400	主として管理事務を行う本社等	
		3409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		341	ガス業	
		3411	ガス製造業	
		3412	ガス導管業	
		3413	ガス小売業	
	35	熱供給業		
		350	管理、補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）	
		3500	主として管理事務を行う本社等	
		3509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		351	熱供給業	
		3511	熱供給業	
	36	水道業		
		360	管理、補助的経済活動を行う事業所（36水道業）	
		3600	主として管理事務を行う本社等	
		3609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		361	上水道業	
		3611	上水道業	
		362	工業用水道業	
		3621	工業用水道業	
		363	下水道業	
		3631	下水道処理施設維持管理業	
		3632	下水道管路施設維持管理業	
G 情報通信業				
	37	通信業		
		370	管理、補助的経済活動を行う事業所（37通信業）	
		3700	主として管理事務を行う本社等	
		3709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
G 情報通信業〔つづき〕			
37 通信業〔つづき〕			
371 固定電気通信業			
	3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	
	3712	長距離電気通信業	
	3713	有線放送電話業	
	3719	その他の固定電気通信業	
372 移動電気通信業			
	3721	移動電気通信業	
373 電気通信に附帯するサービス業			
	3731	電気通信に附帯するサービス業	
38 放送業			
380 管理、補助的経済活動を行う事業所（38放送業）			
	3800	主として管理事務を行う本社等	
	3809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
381 公共放送業（有線放送業を除く）			
	3811	公共放送業（有線放送業を除く）	
382 民間放送業（有線放送業を除く）			
	3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）	
	3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）	
	3823	衛星放送業	
	3829	その他の民間放送業	
383 有線放送業			
	3831	有線テレビジョン放送業	
	3832	有線ラジオ放送業	
39 情報サービス業			
390 管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）			
	3900	主として管理事務を行う本社等	
	3909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
391 ソフトウェア業			
	3911	受託開発ソフトウェア業	
	3912	組込みソフトウェア業	
	3913	パッケージソフトウェア業	
	3914	ゲームソフトウェア業	
392 情報処理・提供サービス業			
	3921	情報処理サービス業	
	3922	情報提供サービス業	
	3923	市場調査・世論調査・社会調査業	
	3929	その他の情報処理・提供サービス業	
40 インターネット附随サービス業			
400 管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）			
	4000	主として管理事務を行う本社等	
	4009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
401 インターネット附随サービス業			
	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	
	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
	4013	インターネット利用サポート業	
41 映像・音声・文字情報制作業			
410 管理、補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）			
	4100	主として管理事務を行う本社等	
	4109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
G 情報通信業〔つづき〕				
41 映像・音声・文字情報制作業〔つづき〕				
411 映像情報制作・配給業				
4111 映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）				
4112 テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）				
4113 アニメーション制作業				
4114 映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業				
412 音声情報制作業				
4121 レコード制作業				
4122 ラジオ番組制作業				
413 新聞業				
4131 新聞業				
414 出版業				
4141 出版業				
415 広告制作業				
4151 広告制作業				
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業				
4161 ニュース供給業				
4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業				
H 運輸業、郵便業				
42 鉄道業				
420 管理、補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）				
4200 主として管理事務を行う本社等				
4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
421 鉄道業				
4211 普通鉄道業				
4212 軌道業				
4213 地下鉄道業				
4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）				
4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）				
4216 鋼索鉄道業				
4217 索道業				
4219 その他の鉄道業				
43 道路旅客運送業				
430 管理、補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）				
4300 主として管理事務を行う本社等				
4309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
431 一般乗合旅客自動車運送業				
4311 一般乗合旅客自動車運送業				
432 一般乗用旅客自動車運送業				
4321 一般乗用旅客自動車運送業				
433 一般貸切旅客自動車運送業				
4331 一般貸切旅客自動車運送業				
439 その他の道路旅客運送業				
4391 特定旅客自動車運送業				
4399 他に分類されない道路旅客運送業				
44 道路貨物運送業				
440 管理、補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）				
4400 主として管理事務を行う本社等				
4409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
441 一般貨物自動車運送業				
4411 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）				
4412 特別積合せ貨物運送業				
442 特定貨物自動車運送業				
4421 特定貨物自動車運送業				

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
H 運輸業、郵便業 [つづき]			
			44 道路貨物運送業 [つづき]
			443 貨物軽自動車運送業
			4431 貨物軽自動車運送業
			444 集配利用運送業
			4441 集配利用運送業
			449 その他の道路貨物運送業
			4499 その他の道路貨物運送業
			45 水運業
			450 管理、補助的経済活動を行う事業所（45水運業）
			4500 主として管理事務を行う本社等
			4509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			451 外航海運業
			4511 外航旅客海運業
			4512 外航貨物海運業
			452 沿海海運業
			4521 沿海旅客海運業
			4522 沿海貨物海運業
			453 内陸水運業
			4531 港湾旅客海運業
			4532 河川水運業
			4533 湖沼水運業
			454 船舶貸渡業
			4541 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）
			4542 内航船舶貸渡業
			46 航空運輸業
			460 管理、補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）
			4600 主として管理事務を行う本社等
			4609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			461 航空運送業
			4611 航空運送業
			462 航空機使用業（航空運送業を除く）
			4621 航空機使用業（航空運送業を除く）
			47 倉庫業
			470 管理、補助的経済活動を行う事業所（47倉庫業）
			4700 主として管理事務を行う本社等
			4709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
			4711 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
			472 冷蔵倉庫業
			4721 冷蔵倉庫業
			48 運輸に附帯するサービス業
			480 管理、補助的経済活動を行う事業所（48運輸に附帯するサービス業）
			4800 主として管理事務を行う本社等
			4809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			481 港湾運送業
			4811 港湾運送業
			482 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）
			4821 利用運送業（集配利用運送業を除く）
			4822 運送取扱業
			483 運送代理店
			4831 運送代理店
			484 こん包業
			4841 こん包業（組立こん包業を除く）
			4842 組立こん包業

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
H 運輸業、郵便業 [つづき]			
48 運輸に附帯するサービス業 [つづき]			
485 運輸施設提供業			
	4851	鉄道施設提供業	
	4852	道路運送固定施設業	
	4853	自動車ターミナル業	
	4854	貨物荷扱固定施設業	
	4855	栈橋泊きよ業	
	4856	飛行場業	
489 その他の運輸に附帯するサービス業			
	4891	海運仲立業	
	4892	レッカー・ロードサービス業	
	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
49 郵便業（信書便事業を含む）			
490 管理、補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）			
	4901	管理、補助的経済活動を行う事業所	
491 郵便業（信書便事業を含む）			
	4911	郵便業（信書便事業を含む）	
I 卸売業、小売業			
50 各種商品卸売業			
500 管理、補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）			
	5000	主として管理事務を行う本社等	
	5008	自家用倉庫	
	5009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
501 各種商品卸売業			
	5011	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）	
	5019	その他の各種商品卸売業	
51 繊維・衣服等卸売業			
510 管理、補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）			
	5100	主として管理事務を行う本社等	
	5108	自家用倉庫	
	5109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）			
	5111	繊維原料卸売業	
	5112	糸卸売業	
	5113	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）	
512 衣服卸売業			
	5121	男子服卸売業	
	5122	婦人・子供服卸売業	
	5123	下着類卸売業	
	5129	その他の衣服卸売業	
513 身の回り品卸売業			
	5131	寝具類卸売業	
	5132	靴・履物卸売業	
	5133	かばん・袋物卸売業	
	5139	その他の身の回り品卸売業	
52 飲食料品卸売業			
520 管理、補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）			
	5200	主として管理事務を行う本社等	
	5208	自家用倉庫	
	5209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
521 農畜産物・水産物卸売業			
	5211	米麦卸売業	
	5212	雑穀・豆類卸売業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
I 卸売業、小売業 [つづき]				
52 飲食料品卸売業 [つづき]				
521 農畜産物・水産物卸売業 [つづき]				
5213 野菜卸売業				
5214 果実卸売業				
5215 食肉卸売業				
5216 生鮮魚介卸売業				
5219 その他の農畜産物・水産物卸売業				
522 食料・飲料卸売業				
5221 砂糖・味そ・しょう油卸売業				
5222 酒類卸売業				
5223 乾物卸売業				
5224 菓子・パン類卸売業				
5225 飲料卸売業（別掲を除く）				
5226 茶類卸売業				
5227 牛乳・乳製品卸売業				
5229 その他の食料・飲料卸売業				
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業				
530 管理、補助的経済活動を行う事業所（53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）				
5300 主として管理事務を行う本社等				
5308 自家用倉庫				
5309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
531 建築材料卸売業				
5311 木材・竹材卸売業				
5312 セメント卸売業				
5313 板ガラス卸売業				
5314 建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）				
5319 その他の建築材料卸売業				
532 化学製品卸売業				
5321 塗料卸売業				
5322 プラスチック卸売業				
5329 その他の化学製品卸売業				
533 石油・鉱物卸売業				
5331 石油卸売業				
5332 鉱物卸売業（石油を除く）				
534 鉄鋼製品卸売業				
5341 鉄鋼粗製品卸売業				
5342 鉄鋼一次製品卸売業				
5349 その他の鉄鋼製品卸売業				
535 非鉄金属卸売業				
5351 非鉄金属地金卸売業				
5352 非鉄金属製品卸売業				
536 再生資源卸売業				
5361 空瓶・空缶等空容器卸売業				
5362 鉄スクラップ卸売業				
5363 非鉄金属スクラップ卸売業				
5364 古紙卸売業				
5369 その他の再生資源卸売業				
54 機械器具卸売業				
540 管理、補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）				
5400 主として管理事務を行う本社等				
5408 自家用倉庫				
5409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業 [つづき]			
54 機械器具卸売業 [つづき]			
541 産業機械器具卸売業			
	5411	農業用機械器具卸売業	
	5412	建設機械・鉱山機械卸売業	
	5413	金属加工機械卸売業	
	5414	事務用機械器具卸売業	
	5419	その他の産業機械器具卸売業	
542 自動車卸売業			
	5421	自動車卸売業（二輪自動車を含む）	
	5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）	
	5423	自動車中古部品卸売業	
543 電気機械器具卸売業			
	5431	家庭用電気機械器具卸売業	
	5432	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	
549 その他の機械器具卸売業			
	5491	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）	
	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業	
	5493	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）	
55 その他の卸売業			
550 管理、補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）			
	5500	主として管理事務を行う本社等	
	5508	自家用倉庫	
	5509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
	5511	家具・建具卸売業	
	5512	荒物卸売業	
	5513	畳卸売業	
	5514	室内装飾繊維品卸売業	
	5515	陶磁器・ガラス器卸売業	
	5519	その他のじゅう器卸売業	
552 医薬品・化粧品等卸売業			
	5521	医薬品卸売業	
	5522	医療用品卸売業	
	5523	化粧品卸売業	
	5524	合成洗剤卸売業	
553 紙・紙製品卸売業			
	5531	紙卸売業	
	5532	紙製品卸売業	
559 他に分類されない卸売業			
	5591	金物卸売業	
	5592	肥料・飼料卸売業	
	5593	スポーツ用品卸売業	
	5594	娯楽用品・がん具卸売業	
	5595	たばこ卸売業	
	5596	ジュエリー製品卸売業	
	5597	書籍・雑誌卸売業	
	5598	代理商、仲立業	
	5599	他に分類されないその他の卸売業	
56 各種商品小売業			
560 管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）			
	5600	主として管理事務を行う本社等	
	5608	自家用倉庫	
	5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
56 各種商品小売〔つづき〕			
561 百貨店			
	5611	百貨店	
562 総合スーパーマーケット			
	5621	総合スーパーマーケット	
563 コンビニエンスストア			
	5631	コンビニエンスストア	
564 ドラッグストア			
	5641	ドラッグストア	
565 ホームセンター			
	5651	ホームセンター	
566 均一価格店			
	5661	均一価格店	
569 その他の各種商品小売業			
	5699	その他の各種商品小売業	
57 織物・衣服・身の回り品小売業			
570 管理、補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）			
	5700	主として管理事務を行う本社等	
	5708	自家用倉庫	
	5709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
571 呉服・服地・寝具小売業			
	5711	呉服・服地小売業	
	5712	寝具小売業	
572 男子服小売業			
	5721	男子服小売業	
573 婦人・子供服小売業			
	5731	婦人服小売業	
	5732	子供服小売業	
574 靴・履物小売業			
	5741	靴小売業	
	5742	履物小売業（靴を除く）	
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業			
	5791	かばん・袋物小売業	
	5792	下着類小売業	
	5793	洋品雑貨・小間物小売業	
	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
58 飲食料品小売業			
580 管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）			
	5800	主として管理事務を行う本社等	
	5808	自家用倉庫	
	5809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
581 各種食料品小売業			
	5811	食料品スーパーマーケット	
	5819	その他の各種食料品小売業	
582 野菜・果実小売業			
	5821	野菜小売業	
	5822	果実小売業	
583 食肉小売業			
	5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	
	5832	卵・鳥肉小売業	
584 鮮魚小売業			
	5841	鮮魚小売業	
585 酒小売業			
	5851	酒小売業	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
Ⅰ 卸売業、小売業〔つづき〕			
58 飲食料品小売業〔つづき〕			
586 菓子・パン小売業			
	5861	菓子小売業（製造小売）	
	5862	菓子小売業（製造小売でないもの）	
	5863	パン小売業（製造小売）	
	5864	パン小売業（製造小売でないもの）	
589 その他の飲食料品小売業			
	5891	牛乳小売業	
	5892	飲料小売業（別掲を除く）	
	5893	茶類小売業	
	5894	料理品小売業	
	5895	米穀類小売業	
	5896	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	
	5897	乾物小売業	
	5899	他に分類されない飲食料品小売業	
59 機械器具小売業			
590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）			
	5900	主として管理事務を行う本社等	
	5908	自家用倉庫	
	5909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
591 自動車小売業			
	5911	自動車（新車）小売業	
	5912	中古自動車小売業	
	5913	自動車部分品・附属品小売業	
	5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	
592 自転車小売業			
	5921	自転車小売業	
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）			
	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）	
	5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	
	5933	中古電気製品小売業	
	5939	その他の機械器具小売業	
60 その他の小売業			
600 管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）			
	6000	主として管理事務を行う本社等	
	6008	自家用倉庫	
	6009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
601 家具・建具・畳小売業			
	6011	家具小売業	
	6012	建具小売業	
	6013	畳小売業	
	6014	宗教用具小売業	
602 じゅう器小売業			
	6021	金物小売業	
	6022	荒物小売業	
	6023	陶磁器・ガラス器小売業	
	6029	他に分類されないじゅう器小売業	
603 医薬品・化粧品小売業			
	6031	医薬品小売業（薬局を除く）	
	6032	薬局	
	6033	化粧品小売業	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
I 卸売業、小売業〔つづき〕			
60 その他の小売業〔つづき〕			
604 農耕用品小売業			
	6041	農業用機械器具小売業	
	6042	苗・種子小売業	
	6043	肥料・飼料小売業	
605 燃料小売業			
	6051	ガソリンスタンド	
	6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	
606 書籍・文房具小売業			
	6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）	
	6062	古本小売業	
	6063	新聞小売業	
	6064	紙・文房具小売業	
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業			
	6071	スポーツ用品小売業	
	6072	がん具・娯楽用品小売業	
	6073	楽器小売業	
608 写真機・時計・眼鏡小売業			
	6081	写真機・写真材料小売業	
	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業	
609 他に分類されない小売業			
	6091	たばこ・喫煙具専門小売業	
	6092	花・植木小売業	
	6093	建築材料小売業	
	6094	ジュエリー製品小売業	
	6095	ペット・ペット用品小売業	
	6096	骨とう品小売業	
	6097	中古品小売業（骨とう品を除く）	
	6099	他に分類されないその他の小売業	
61 無店舗小売業			
610 管理、補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）			
	6100	主として管理事務を行う本社等	
	6108	自家用倉庫	
	6109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
611 通信販売・訪問販売小売業			
	6111	無店舗小売業（各種商品小売）	
	6112	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）	
	6113	無店舗小売業（飲食料品小売）	
	6114	無店舗小売業（機械器具小売）	
	6119	無店舗小売業（その他の小売）	
612 自動販売機による小売業			
	6121	自動販売機による小売業	
619 その他の無店舗小売業			
	6199	その他の無店舗小売業	
J 金融業、保険業			
62 銀行業			
620 管理、補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）			
	6200	主として管理事務を行う本社等	
	6209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
621 中央銀行			
	6211	中央銀行	
622 銀行（中央銀行を除く）			
	6221	普通銀行	
	6222	郵便貯金銀行	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
J	金融業、保険業	[つづき]	
	62	銀行業	[つづき]
		622	銀行（中央銀行を除く） [つづき]
		6223	信託銀行
		6229	その他の銀行
	63	協同組織金融業	
		630	管理、補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）
		6300	主として管理事務を行う本社等
		6309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		631	中小企業等金融業
		6311	信用金庫・同連合会
		6312	信用協同組合・同連合会
		6313	商工組合中央金庫
		6314	労働金庫・同連合会
		632	農林水産金融業
		6321	農林中央金庫
		6322	信用農業協同組合連合会
		6323	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会
		6324	農業協同組合
		6325	漁業協同組合、水産加工業協同組合
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
		640	管理、補助的経済活動を行う事業所（64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）
		6400	主として管理事務を行う本社等
		6409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		641	貸金業
		6411	消費者向け貸金業
		6412	事業者向け貸金業
		642	質屋
		6421	質屋
		643	クレジットカード業、割賦金融業
		6431	クレジットカード業
		6432	割賦金融業
		649	その他の非預金信用機関
		6491	政府関係金融機関
		6492	住宅専門金融業
		6493	証券金融業
		6499	他に分類されない非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業	
		650	管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）
		6500	主として管理事務を行う本社等
		6509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		651	金融商品取引業
		6511	金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）
		6512	投資助言・代理業
		6513	投資運用業
		6514	補助的金融商品取引業
		652	商品先物取引業、商品投資顧問業
		6521	商品先物取引業
		6522	商品投資顧問業
		6529	その他の商品先物取引業、商品投資顧問業
		660	管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）
		6600	主として管理事務を行う本社等
		6609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
J	金融業、保険業 [つづき]			
	66	補助的金融業等 [つづき]		
	661	補助的金融業、金融附帯業		
	6611	短資業		
	6612	手形交換所		
	6613	両替業		
	6614	信用保証機関		
	6615	信用保証再保険機関		
	6616	預・貯金等保険機関		
	6617	金融商品取引所		
	6618	商品取引所		
	6619	その他の補助的金融業、金融附帯業		
	662	信託業		
	6621	運用型信託業		
	6622	管理型信託業		
	663	金融代理業		
	6631	金融商品仲介業		
	6632	信託契約代理業		
	6639	その他の金融代理業		
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
	670	管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）		
	6700	主として管理事務を行う本社等		
	6709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	671	生命保険業		
	6711	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）		
	6712	郵便保険業		
	6713	生命保険再保険業		
	6719	その他の生命保険業		
	672	損害保険業		
	6721	損害保険業（損害保険再保険業を除く）		
	6722	損害保険再保険業		
	6729	その他の損害保険業		
	673	共済事業、少額短期保険業		
	6731	共済事業（各種災害補償法によるもの）		
	6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）		
	6733	少額短期保険業		
	674	保険媒介代理業		
	6741	生命保険媒介業		
	6742	損害保険代理業		
	6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業		
	675	保険サービス業		
	6751	保険料率算出団体		
	6752	損害査定業		
	6759	その他の保険サービス業		
K	不動産業、物品賃貸業			
	68	不動産取引業		
	680	管理、補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）		
	6800	主として管理事務を行う本社等		
	6809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	681	建物売買業、土地売買業		
	6811	建物売買業		
	6812	土地売買業		
	682	不動産代理業・仲介業		
	6821	不動産代理業・仲介業		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
K	不動産業、物品賃貸業 [つづき]		
	69	不動産賃貸業・管理業	
	690	管理、補助的経済活動を行う事業所（69不動産賃貸業・管理業）	
		6900	主として管理事務を行う本社等
		6909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	
		6911	貸事務所業
		6912	土地賃貸業
		6919	その他の不動産賃貸業
	692	貸家業、貸間業	
		6921	貸家業
		6922	貸間業
	693	駐車場業	
		6931	駐車場業
	694	不動産管理業	
		6941	不動産管理業
	70	物品賃貸業	
	700	管理、補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）	
		7000	主として管理事務を行う本社等
		7009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	701	各種物品賃貸業	
		7011	総合リース業
		7019	その他の各種物品賃貸業
	702	産業用機械器具賃貸業	
		7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
		7022	建設機械器具賃貸業
	703	事務用機械器具賃貸業	
		7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）
		7032	電子計算機・同関連機器賃貸業
	704	自動車賃貸業	
		7041	自動車賃貸業
	705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
		7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
	709	その他の物品賃貸業	
		7091	映画・演劇用品賃貸業
		7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
		7093	貸衣しょう業（別掲を除く）
		7099	他に分類されない物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業		
	71	学術・開発研究機関	
	710	管理、補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）	
		7101	管理、補助的経済活動を行う事業所
	711	自然科学研究所	
		7111	理学研究所
		7112	工学研究所
		7113	農学研究所
		7114	医学・薬学研究所
	712	人文・社会科学研究所	
		7121	人文・社会科学研究所
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）	
	720	管理、補助的経済活動を行う事業所（72専門サービス業）	
		7201	管理、補助的経済活動を行う事業所
	721	法律事務所、特許事務所	
		7211	法律事務所
		7212	特許事務所

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
L 学術研究、専門・技術サービス業 [つづき]			
72 専門サービス業（他に分類されないもの） [つづき]			
722		公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	
		7221	公証人役場、司法書士事務所
		7222	土地家屋調査士事務所
723		行政書士事務所	
		7231	行政書士事務所
724		公認会計士事務所、税理士事務所	
		7241	公認会計士事務所
		7242	税理士事務所
725		社会保険労務士事務所	
		7251	社会保険労務士事務所
726		デザイン業	
		7261	デザイン業
727		著述・芸術家業	
		7271	著述家業
		7272	芸術家業
728		経営コンサルタント業、純粋持株会社	
		7281	経営コンサルタント業
		7282	純粋持株会社
729		その他の専門サービス業	
		7291	興信所
		7292	翻訳業（著述家業を除く）
		7293	通訳業、通訳案内業
		7294	不動産鑑定業
		7299	他に分類されない専門サービス業
73 広告業			
730		管理、補助的経済活動を行う事業所（73広告業）	
		7300	主として管理事務を行う本社等
		7309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
731		広告業	
		7311	広告業
74 技術サービス業（他に分類されないもの）			
740		管理、補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）	
		7401	管理、補助的経済活動を行う事業所
741		獣医業	
		7411	獣医業
742		土木建築サービス業	
		7421	建築設計業
		7422	測量業
		7429	その他の土木建築サービス業
743		機械設計業	
		7431	機械設計業
744		商品・非破壊検査業	
		7441	商品検査業
		7442	非破壊検査業
745		計量証明業	
		7451	一般計量証明業
		7452	環境計量証明業
		7459	その他の計量証明業
746		写真業	
		7461	写真業（商業写真業を除く）
		7462	商業写真業
749		その他の技術サービス業	
		7499	その他の技術サービス業

日本標準産業分類（令和５年７月改定）			
大	中	小	細分類
M 宿泊業、飲食サービス業			
	75	75 宿泊業	
		750	管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）
			7500 主として管理事務を行う本社等
			7509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		751	旅館、ホテル
			7511 旅館、ホテル
		752	簡易宿所
			7521 簡易宿所
		753	下宿業
			7531 下宿業
		759	その他の宿泊業
			7591 会社・団体の宿泊所
			7592 リゾートクラブ
			7599 他に分類されない宿泊業
	76	76 飲食店	
		760	管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）
			7600 主として管理事務を行う本社等
			7609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
			7611 食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		762	専門料理店
			7621 日本料理店
			7622 料亭
			7623 中華料理店
			7624 ラーメン店
			7625 焼肉店
			7629 その他の専門料理店
		763	そば・うどん店
			7631 そば・うどん店
		764	すし店
			7641 すし店
		765	酒場、ビヤホール
			7651 酒場、ビヤホール
		766	バー、キャバレー、ナイトクラブ
			7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ
		767	喫茶店
			7671 喫茶店
		769	その他の飲食店
			7691 ハンバーガー店
			7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店
			7699 他に分類されない飲食店
	77	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
		770	管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）
			7700 主として管理事務を行う本社等
			7709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		771	持ち帰り飲食サービス業
			7711 持ち帰り飲食サービス業
		772	配達飲食サービス業
			7721 配達飲食サービス業
		773	施設給食業
			7731 施設給食業

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
N	生活関連サービス業、娯楽業		
78	洗濯・理容・美容・浴場業		
780	管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）		
7800	主として管理事務を行う本社等		
7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
781	洗濯業		
7811	普通洗濯業		
7812	洗濯物取次業		
7813	リネンサプライ業		
782	理容業		
7821	理容業		
783	美容業		
7831	美容業		
784	一般公衆浴場業		
7841	一般公衆浴場業		
785	その他の公衆浴場業		
7851	その他の公衆浴場業		
789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		
7891	洗張・染物業		
7892	エステティック業		
7893	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）		
7894	ネイルサービス業		
7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業		
79	その他の生活関連サービス業		
790	管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）		
7900	主として管理事務を行う本社等		
7909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
791	旅行業		
7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）		
7912	旅行業者代理業		
792	家事サービス業		
7921	家事サービス業（住込みのもの）		
7922	家事サービス業（住込みでないもの）		
793	衣服裁縫修理業		
7931	衣服裁縫修理業		
794	物品預り業		
7941	物品預り業		
795	火葬・墓地管理業		
7951	火葬業		
7952	墓地管理業		
796	冠婚葬祭業		
7961	葬儀業		
7962	結婚式場業		
7963	冠婚葬祭互助会		
799	他に分類されない生活関連サービス業		
7991	食品貸加工業		
7992	結婚相談業、結婚式場紹介業		
7993	写真プリント、現像・焼付業		
7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業		
80	娯楽業		
800	管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）		
8000	主として管理事務を行う本社等		
8009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
801	映画館		
8011	映画館		

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
N 生活関連サービス業、娯楽業〔つづき〕			
80 娯楽業〔つづき〕			
802 興行場（別掲を除く）、興行団			
		8021	劇場
		8022	興行場
		8023	劇団
		8024	楽団、舞踏団
		8025	演芸・スポーツ等興行団
803 競輪・競馬等の競走場、競技団			
		8031	競輪場
		8032	競馬場
		8033	自動車・モーターボートの競走場
		8034	競輪競技団
		8035	競馬競技団
		8036	自動車・モーターボートの競技団
804 スポーツ施設提供業			
		8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）
		8042	体育館
		8043	ゴルフ場
		8044	ゴルフ練習場
		8045	ボウリング場
		8046	テニス場
		8047	バッチェイング・テニス練習場
		8048	フィットネスクラブ
805 公園、遊園地			
		8051	公園
		8052	遊園地（テーマパークを除く）
		8053	テーマパーク
806 遊戯場			
		8061	ビリヤード場
		8062	囲碁・将棋所
		8063	マーじゃんクラブ
		8064	パチンコホール
		8065	ゲームセンター
		8069	その他の遊戯場
809 その他の娯楽業			
		8091	ダンスホール
		8092	マリーナ業
		8093	遊漁船業
		8094	芸ぎ業
		8095	カラオケボックス業
		8096	娯楽に附帯するサービス業
		8099	他に分類されない娯楽業
O 教育、学習支援業			
81 学校教育			
810 管理、補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）			
		8101	管理、補助的経済活動を行う事業所
811 幼稚園			
		8111	幼稚園
812 小学校			
		8121	小学校
813 中学校、義務教育学校			
		8131	中学校
		8132	義務教育学校

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
O 教育、学習支援業 [つづき]			
81 学校教育 [つづき]			
814 高等学校、中等教育学校			
	8141	高等学校	
	8142	中等教育学校	
815 特別支援学校			
	8151	特別支援学校	
816 高等教育機関			
	8161	大学	
	8162	短期大学	
	8163	高等専門学校	
817 専修学校、各種学校			
	8171	専修学校	
	8172	各種学校	
818 学校教育支援機関			
	8181	高等教育機関の支援機関	
819 幼保連携型認定こども園			
	8191	幼保連携型認定こども園	
82 その他の教育、学習支援業			
820 管理、補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育、学習支援業）			
	8200	主として管理事務を行う本社等	
	8209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
821 社会教育			
	8211	公民館	
	8212	図書館	
	8213	博物館、美術館	
	8214	動物園、植物園、水族館	
	8215	青少年教育施設	
	8216	社会通信教育	
	8219	その他の社会教育	
822 職業・教育支援施設			
	8221	職員教育施設・支援業	
	8222	職業訓練施設	
	8229	その他の職業・教育支援施設	
823 学習塾			
	8231	学習塾	
824 教養・技能教授業			
	8241	音楽教授業	
	8242	書道教授業	
	8243	生花・茶道教授業	
	8244	そろばん教授業	
	8245	外国語会話教授業	
	8246	スポーツ・健康教授業	
	8249	その他の教養・技能教授業	
829 他に分類されない教育、学習支援業			
	8299	他に分類されない教育、学習支援業	
P 医療、福祉			
83 医療業			
830 管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）			
	8300	主として管理事務を行う本社等	
	8309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
831 病院			
	8311	一般病院	
	8312	精神科病院	

日本標準産業分類（令和５年７月改定）				
大	中	小	細分類	
P	医療、福祉〔つづき〕			
83	医療業〔つづき〕			
832	一般診療所			
8321	有床診療所			
8322	無床診療所			
833	歯科診療所			
8331	歯科診療所			
834	助産・看護業			
8341	助産所			
8342	看護業			
835	施術業			
8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所			
8352	療術業			
836	医療に附帯するサービス業			
8361	歯科技工所			
8369	その他の医療に附帯するサービス業			
84	保健衛生			
840	管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）			
8400	主として管理事務を行う本社等			
8409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
841	保健所			
8411	保健所			
842	健康相談施設			
8421	結核健康相談施設			
8422	精神保健相談施設			
8423	母子健康相談施設			
8429	その他の健康相談施設			
849	その他の保健衛生			
8491	検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）			
8492	検査業			
8499	他に分類されない保健衛生			
85	社会保険・社会福祉・介護事業			
850	管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）			
8500	主として管理事務を行う本社等			
8509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
851	社会保険事業団体			
8511	社会保険事業団体			
852	福祉事務所			
8521	福祉事務所			
853	児童福祉事業			
8531	保育所			
8539	その他の児童福祉事業			
854	老人福祉・介護事業			
8541	特別養護老人ホーム			
8542	介護老人保健施設			
8543	介護医療院			
8544	通所・短期入所介護事業			
8545	訪問介護事業			
8546	認知症老人グループホーム			
8547	有料老人ホーム			
8549	その他の老人福祉・介護事業			
855	障害者福祉事業			
8551	居住支援事業			
8559	その他の障害者福祉事業			

日本標準産業分類（令和5年7月改定）				
大	中	小	細分類	
P	医療、福祉 [つづき]			
	85	社会保険・社会福祉・介護事業 [つづき]		
		859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
			8591	更生保護事業
			8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業			
	86	郵便局		
		860	管理、補助的経済活動を行う事業所（86郵便局）	
			8601	管理、補助的経済活動を行う事業所
		861	郵便局	
			8611	郵便局
		862	郵便局受託業	
			8621	簡易郵便局
			8629	その他の郵便局受託業
	87	協同組合（他に分類されないもの）		
		870	管理、補助的経済活動を行う事業所（87協同組合）	
			8701	管理、補助的経済活動を行う事業所
		871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	
			8711	農業協同組合（他に分類されないもの）
			8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）
			8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）
			8714	森林組合（他に分類されないもの）
		872	事業協同組合（他に分類されないもの）	
			8721	事業協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）			
	88	廃棄物処理業		
		880	管理、補助的経済活動を行う事業所（88廃棄物処理業）	
			8800	主として管理事務を行う本社等
			8809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		881	一般廃棄物処理業	
			8811	し尿収集運搬業
			8812	し尿処分業
			8813	浄化槽清掃業
			8814	浄化槽保守点検業
			8815	ごみ収集運搬業
			8816	ごみ処分業
			8817	清掃事務所
		882	産業廃棄物処理業	
			8821	産業廃棄物収集運搬業
			8822	産業廃棄物処分業
			8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
			8824	特別管理産業廃棄物処分業
		889	その他の廃棄物処理業	
			8891	死亡獣畜取扱業
			8899	他に分類されない廃棄物処理業
	89	自動車整備業		
		890	管理、補助的経済活動を行う事業所（89自動車整備業）	
			8901	管理、補助的経済活動を行う事業所
		891	自動車整備業	
			8911	自動車一般整備業
			8919	その他の自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）		
		900	管理、補助的経済活動を行う事業所（90機械等修理業）	
			9000	主として管理事務を行う本社等
			9009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
R サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕			
	90	機械等修理業（別掲を除く）〔つづき〕	
		901	機械修理業（電気機械器具を除く）
			9011 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）
			9012 建設・鉱山機械整備業
		902	電気機械器具修理業
			9021 電気機械器具修理業
		903	表具業
			9031 表具業
		909	その他の修理業
			9091 家具修理業
			9092 時計修理業
			9093 履物修理業
			9094 かじ業
			9099 他に分類されない修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業	
		910	管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）
			9100 主として管理事務を行う本社等
			9109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		911	職業紹介業
			9111 職業紹介業
		912	労働者派遣業
			9121 労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業	
		920	管理、補助的経済活動を行う事業所（92その他の事業サービス業）
			9200 主として管理事務を行う本社等
			9209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		921	速記・ワープロ入力・複写業
			9211 速記・ワープロ入力業
			9212 複写業
		922	建物等維持管理業
			9221 ビルメンテナンス業
			9229 その他の建物等維持管理業
		923	警備業
			9231 警備業
		929	他に分類されない事業サービス業
			9291 ディ스플레이業
			9292 産業用設備洗浄業
			9293 看板書き業
			9294 コールセンター業
			9295 ペストコントロール業
			9299 他に分類されないその他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体	
		931	経済団体
			9311 実業団体
			9312 同業団体
		932	労働団体
			9321 労働団体
		933	学術・文化団体
			9331 学術団体
			9332 文化団体
		934	政治団体
			9341 政治団体
		939	他に分類されない非営利的団体
			9399 他に分類されない非営利的団体

日本標準産業分類（令和5年7月改定）			
大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの）〔つづき〕		
	94	宗教	
	941	神道系宗教	
		9411	神社、神道教会
		9412	教派事務所
	942	仏教系宗教	
		9421	寺院、仏教教会
		9422	宗派事務所
	943	キリスト教系宗教	
		9431	キリスト教教会、修道院
		9432	教団事務所
	949	その他の宗教	
		9491	その他の宗教の教会
		9499	その他の宗教の教団事務所
	95	その他のサービス業	
	950	管理、補助的経済活動を行う事業所（95その他のサービス業）	
		9501	管理、補助的経済活動を行う事業所
	951	集会場	
		9511	集会場
	952	と畜場	
		9521	と畜場
	959	他に分類されないサービス業	
		9599	他に分類されないサービス業
	96	外国公務	
	961	外国公館	
		9611	外国公館
	969	その他の外国公務	
		9699	その他の外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）		
	97	国家公務	
	971	立法機関	
		9711	立法機関
	972	司法機関	
		9721	司法機関
	973	行政機関	
		9731	行政機関
	98	地方公務	
	981	都道府県の機関	
		9811	都道府県の機関
	982	市町村の機関	
		9821	市町村の機関
T	分類不能の産業		
	99	分類不能の産業	
		999	分類不能の産業
		9999	分類不能の産業

3. チェックシート

(1) 温対法様式第1 記入チェックシート

【表紙】

記載事項		確認事項	確認
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入していますか？	
2	提出先	事業者において行っている事業を所管する大臣（Ⅲ-102 ページ）を、報告書の提出先としていますか？ 次の事業所管大臣の場合は、提出先は地方支分部局長です。 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、 経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 大臣名と該当する地方支分部局長名（Ⅲ-105 ページ）を記入していますか？（例：経済産業大臣（関東経済産業局長））	
3	報告者 住所、氏名又は名称、法人番号、代表者の氏名	報告日時点の「事業者」の住所、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名を記入していますか？ ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・氏名又は名称：法人の場合は登記上の名称、個人の場合は氏名 ・13桁の法人番号 ・代表者の役職名及び氏名 代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入していますか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
4	特定排出者コード	事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？ 特定排出者コードの確認方法はⅢ-15 ページをご参照ください。	
5	特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号	省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合は、経済産業省が指定した特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号を記入していますか？	
6	特定排出者の名称	「特定排出者」は、事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称を記入していますか？ 前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入していますか？	
7	所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所及び郵便番号を記入していますか？	
8	商標又は商号等	特定連鎖化事業者の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入していますか？	
9	特定排出者の主たる事業、事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（付録 83～123 ページ）の事業名を記入していますか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4桁で記入していますか？	
10	特定排出者の主たる事業を所管する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する大臣（Ⅲ-102 ページ）を記入していますか？	
11	特定排出者において常時使用される従業員の数	事業者（企業、会社、団体等）全体で常時使用される従業員数を記入していますか？	
12	権利利益の保護に係る請求の有無	権利利益の保護に係る請求に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・権利利益の保護に係る請求を行う場合は「1.有」です。 ・権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」です。報告された情報は公表されます。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）を添付していますか？	

記載事項		確認事項	確認
13	その他の関連情報の提供の有無	排出量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・ 排出量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が公表された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・ 提供しない場合は「2.無」です。	
		「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付していますか？	
14	担当者（問合せ先）	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記入していますか？	

【特定排出者単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
第1表	特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量	報告義務がある温室効果ガスの排出量について、事業者全体での排出量及び事業分類別の排出量を記入していますか？	
	事業分類	事業分類の列について、事業者で行われている事業ごとに、日本標準産業分類の細分類（付録 83～123 ページ）の事業名、事業コード（細分類の番号）を記入していますか？また、当該事業を所管する大臣（Ⅲ-102 ページ）を記入していますか？	
		事業者で行われている事業が4分類以上ある場合は、行を追加して記入していますか？	
	① 燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ （②を除く。）	・ 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、燃料の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	② 廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	・ 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定-第12表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、以下に関するエネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ (a) 廃棄物の燃料としての使用 (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用	

記載事項		確認事項	確認
	③ 他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	・ 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定・第12表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定・第5表1で報告しますので、記入は不要です。 ・ 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は、他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	④ 非エネルギー起源 CO ₂ （⑤を除く。）	⑤以外の非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑤ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物の焼却処理を主目的として副次的にエネルギー回収を行った場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑥ CH ₄	CH ₄ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑦ N ₂ O	N ₂ O の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑧ HFC	HFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑨ PFC	PFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑩ SF ₆	SF ₆ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑪ NF ₃	NF ₃ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑫ エネルギー起源 CO ₂ （発電所等配分前）	・ 電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設を設置している特定事業所排出者のみ記入します。 ・ 省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法の定期報告書の特定・第12表2で報告しますので、記入は不要です。 ・ 省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定・第5表2で報告しますので、記入は不要です。 ・ 上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量（燃料の使用に伴って発生する排出量であって、他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
第2表	特定排出者の調整後温室効果ガス排出量	調整後温室効果ガス排出量を記入していますか？ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第12表3で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第5表3でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	

記載事項		確認事項	確認
第3表 の1	都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の1で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の1で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源CO₂の排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
第3表 の2		・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の2で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の2で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？	
第3表 の3	他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の3で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の3で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源CO₂の排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
第3表 の4		・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の4で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の4で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？	

記載事項		確認事項	確認
第3表 の5	他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の5で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の5で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
第3表 の6		・省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定されている場合は、省エネ法定期報告書の特定-第12表4の6で報告しますので、記入不要です。 ・省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者に認定されている場合であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、省エネ法の定期報告書の認定-第5表4の6で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量1,500kl/年以上の事業者の場合は、調整後排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた調整後排出係数に関する情報を記入していますか？	
第4表	法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、そのすべてについて記入していますか？	
	1 温室効果ガスである物質の区分	次のいずれかですか？ エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) なお、エネルギー起源 CO₂ については、省エネ法による特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者の認定をいずれも受けていない事業者の場合となります。	
	2 当該算定方法又は係数の内容	排出量の算定に用いた算定方法等の根拠等を記入していますか？ 排出係数又は単位発熱量の数値及びその設定方法等を記入していますか？	

	記載事項	確認事項	確認
第5表 の1	温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量	・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いた場合、その種別と合計量を第5表の1に記入していますか？ ・ 無効化した国内認証排出削減量の量を用いた場合は、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又はJークレジットごとの合計量をそれぞれ第5表の1に記入していますか？ ・ 国内認証排出削減量を創出し、他者へ移転した場合は、移転量を<u>負の数</u>として第5表の1に含めていますか？ ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第12表6の1で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第5表6の1でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	
第5表 の2	国内認証排出削減量に係る情報	・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、無効化した国内認証排出削減量の量を用いている場合又は国内認証排出削減量を創出し、他者へ移転した場合、第5表の2に該当する事項をすべて記入し、その合計量は第5表の1の合計量と一致していますか？ ・ 国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量及びJークレジットはそれぞれ区別して記入していますか？ ・ 方法論の種別について、再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、それ以外の方法論によるクレジット等については「その他」としていずれかに○を付けましたか？ ・ 方法論の種別で「再エネ電力由来」に○をつけた無効化量又は移転量の合計量は、「（うち再エネ電力由来）」の無効化量又は移転量と一致していますか？ ・ 方法論の種別で「再エネ熱由来」に○をつけた無効化量又は移転量の合計量は、「（うち再エネ熱由来）」の無効化量又は移転量と一致していますか？ ・ 第5表の2に記入した内容を確認できる資料を添付しましたか？ ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第12表6の2で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第5表6の2でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	

第5表 の3	国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等	・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量を用いている場合は、第5表の3の①にグリーン電力証書に係る量を記入していますか？ ・ 再エネ電力の導入に係るクレジットを用いている場合は、第5表の3の②に再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量を記入していますか？ ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合は、第5表3の③に非化石電源二酸化炭素削減相当量を記入していますか？ ・ 第5表の3の④に①～③の合計値を記入していますか？ ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又は再エネ電力の導入に係るクレジットを用いている場合、第5表の3の⑤に、他人から供給された電気の使用量に基礎排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量を、第5表の⑦に、他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合、第5表の3の⑥に電気事業者から小売供給された電気の使用量に電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量を、第5表の3の⑦に電気事業者から小売供給された電気の使用量に電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 第5表の3の⑥は第5表の3の⑤以下に、第5表の3の⑧は第5表の3の⑦以下になっていますか？ ・ 電気の証書等により控除できる値には上限が設けられています。上限を超えていないことを確認しましたか？ ✓ 基礎排出量の場合、「③非化石証書二酸化炭素削減相当量」は、「⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。さらに、「①グリーン電力証書」と「②再エネ電力の導入に係るクレジット」と「③非化石電源二酸化炭素削減相当量」の合計値は、「⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ✓ 調整後排出量の場合、「③非化石証書二酸化炭素削減相当量」は、「⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。さらに、「①グリーン電力証書」と「③非化石電源二酸化炭素削減相当量」の合計値は、「⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定-第12表6の3で、省エネ法により認定管理統括事
-------------------	---	--

記載事項		確認事項	確認
		業者又は管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第5表6の3でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	
第5表 の4	国内認証排出削減量 のうち熱に係る情報	・ 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）又は調整後温室効果ガス排出量の算定において、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量を用いている場合は、第5表の4の①にグリーン熱証書に係る量を記入していますか？ ・ 再エネ熱の導入に係るクレジットを用いている場合は、第5表の4の②に再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量を記入していますか？ ・ 第5表の4の③に①と②の合計値を記入していますか？ ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量又は再エネ熱の導入に係るクレジットを用いている場合、第5表の4の④に他人から供給された熱の使用量に排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の場合は基礎排出係数）を乗じて算定した量を、第5表の⑤に、他人から供給された熱の使用量に排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量を記入していますか？ ・ 熱の証書等により控除できる値には上限が設けられています。上限を超えていないことを確認しましたか？ ✓ 基礎排出量の場合、「①グリーン熱証書」の値は、「④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ✓ 調整後排出量の場合、「①グリーン熱証書」の値は、「⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量」を上限とします。 ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第12表6の4で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第5表6の4でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	

記載事項		確認事項	確認
第 5 表 の 5	海外認証排出削減量に係る情報	- 調整後温室効果ガス排出量の算定において、無効化した海外認証排出削減量の量を用いている場合、第 5 表の 5 に該当する事項をすべて記入し、その合計量は第 5 表の 1 の合計量と一致していますか？ - 第 5 表の 5 に記入した内容を確認できる資料を添付していますか？ - なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第 12 表 6 の 5 で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第 5 表 6 の 5 でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	
第 5 表 の 6	非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報	- 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）及び調整後温室効果ガス排出量に非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いている場合、非化石証書の種別、非化石証書の量、全国平均係数、補正率、種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量（非化石証書の量×全国平均係数×補正率）を記入していますか？ - 第 5 表の 6 に記入した内容を確認できる資料を添付していますか？ - なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第 12 表 6 の 6 で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第 5 表 6 の 6 でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	
第 5 表 の 7	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、第 5 表の 7 に二酸化炭素の量に関する情報を記入していますか？ - なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第 12 表 6 の 7 で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第 5 表 6 の 7 でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	

記載事項		確認事項	確認
第 5 表 の 8	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報	・ 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、第 5 表の 8 に回収した二酸化炭素に関する情報を記入していますか？ ・ 控除する二酸化炭素の種別が複数ある場合、種別ごとに表を作成し、当該種別ごとの情報を記入していますか？ ・ 記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の利用者側と合意していることが確認できる書類を添付していますか？ ・ なお、省エネ法により特定事業者又は特定連鎖化事業者指定されている場合は省エネ法の定期報告書の特定・第 12 表 6 の 8 で、省エネ法により認定管理統括事業者又は管理関係事業者指定されている場合であってエネルギー使用量が 1,500kl/年以上の事業者の場合は省エネ法の定期報告書の認定・第 5 表 6 の 8 でそれぞれ報告しますので、記入不要です。	
第 6 表	特定排出者が設置する特定事業所の一覧	・ エネルギー起源 CO₂ 以外のいずれかの温室効果ガス排出量が、ガスごとに 3,000tCO₂ 以上である特定事業所の情報をすべて記入していますか？ ・ 省エネ法による特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定、若しくは認定管理統括事業者又は管理関係事業者の認定をいずれも受けていない事業者の場合、エネルギー使用量が 1,500kl/年以上である特定事業所の情報をすべて記入していますか？	
		特定事業所が 11 以上ある場合は行を追加してすべて記入していますか？	

(別紙)【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項	確認
別紙	1	事業所番号	第6表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入していますか？
	2	事業所の名称	報告の対象となる特定事業所の名称を記入していますか？
			前回に報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入していますか？
	3	所在地	報告の対象となる特定事業所の住所及び郵便番号を記入していますか？
	4	事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（付録83～123ページ）の事業名を記入していますか？
	5	特定排出者コード	事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？ 温対法様式第1の表紙に記載した特定排出者コードと同じ番号となっていますか？
	6	都道府県コード	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（Ⅲ-46～47ページ）を数字2桁で記入していますか？
	7	事業コード	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類（付録83～123ページ）の番号を4桁で記入していますか？
	8	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号	報告の対象となる特定事業所が、省エネ法によりエネルギー管理指定工場等に指定されている場合、7桁のエネルギー管理指定工場等指定番号を左詰めで記入していますか？ なお、エネルギー管理指定工場等に指定されていない場合は記入不要です。
	9	権利利益の保護に係る請求の有無	報告の対象となる特定事業所について、権利利益の保護に係る請求に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・権利利益の保護に係る請求を行う場合は「1.有」です。 ・権利利益の保護に係る請求を行わない場合は「2.無」です。報告された情報は公表されます。
			「1.有」に○印を付けた場合は、様式第1の2（権利利益の保護に係る請求書）を添付していますか？
	10	その他の関連情報の提供の有無	報告の対象となる特定事業所について、排出量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・排出量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が公表された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。
			「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付していますか？
	11	担当者（問合せ先）	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記入していますか？

記載事項		確認事項	確認
別紙 第1表	① エネルギー起源 CO ₂ (②を除く)	・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書の指定-第 10 表 1 で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	② 廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO ₂	・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書の指定-第 10 表 1 で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、以下に関するエネルギー起源 CO₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？ (a) 廃棄物の燃料としての使用 (b) 廃棄物を原材料とする燃料の使用	
	③ 非エネルギー起源 CO ₂ (④を除く)	④以外の非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	④ 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物の焼却時に発生する熱を回収する場合において、廃棄物の焼却の活動に伴って発生する非エネルギー起源 CO ₂ の排出量の合計量をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑤ CH ₄	CH ₄ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑥ N ₂ O	N ₂ O の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で有記入していますか？	
	⑦ HFC	HFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑧ PFC	PFC の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で有効桁数を考慮して記入していますか？	
	⑨ SF ₆	SF ₆ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑩ NF ₃	NF ₃ の排出量の合計量を、CO ₂ に換算したトン単位の量（整数値）で記入していますか？	
	⑪ エネルギー起源 CO ₂ (発電所等配 分前)	・電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設である特定事業所のみ記入します。 ・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法の定期報告書指定-第 10 表 2 で報告しますので、記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量（燃料の使用に伴って発生する排出量であって、他人への電気又は熱の供給に係るものも含む。）をトン単位の量（整数値）で記入していますか？	

記載事項		確認事項	確認
別紙 第2表 の1	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定・第10表3の1に記載するため、この欄への記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量のうち、都市ガスの使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
別紙 第2表 の2	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定・第10表3の2に記載するため、この欄への記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
別紙 第2表 の3	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数	・省エネ法により特定事業者若しくは特定連鎖化事業者に指定されている場合、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者に認定されている場合であってエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合は、省エネ法定期報告書指定・第10表3の3に記載するため、この欄への記入は不要です。 ・上記以外の事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定に用いた基礎排出係数に関する情報を記入していますか？	
別紙 第3表	法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数	政省令に規定されている算定方法又は排出係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合、そのすべてについて記入していますか？	
	1 温室効果ガスである物質の区分	次のいずれかですか？ エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) なお、エネルギー起源 CO₂ については、省エネ法による特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定、又は認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者の認定をいずれも受けていない事業者であって、エネルギー使用量 1,500kl/年以上の特定事業所の場合となります。	
	2 当該算定方法又は係数の内容	排出量の算定に用いた算定方法等の根拠等を記入していますか？ 排出係数又は単位発熱量の数値及びその設定方法等を記入していますか？	

記載事項		確認事項	確認
別紙 第4表	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	・二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、別紙第4表に二酸化炭素の量に関する情報を記入していますか？ ・なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 5 の 1 に記入しますので、記入不要です。	
別紙 第5表	大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報	・二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合であって、当該燃料の利用者側と排出量を控除することについて合意しているものについて、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、回収した二酸化炭素に関する情報を記入していますか？ ・控除する二酸化炭素の種別が複数ある場合、種別ごとに表を作成し、当該種別ごとの情報を記入していますか？ ・記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の利用者側と合意していることが確認できる書類を添付していますか？ ・なお、省エネ法により指定を受けた特定事業者若しくは特定連鎖化事業者又は認定を受けた認定管理統括事業者若しくは管理関係事業者である特定排出者が、特定事業所のエネルギー起源 CO₂ 排出量を報告する場合は、省エネ法定期報告書の指定一第 10 表 5 の 2 に記入しますので、記入不要です。	

(2) 温対法様式第1の2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	全般	権利利益の保護の請求に係る事業者又は特定事業所ごとに作成していますか？ 権利利益の保護の請求に係る温室効果ガスである物質ごと又は調整後温室効果ガス排出量ごとに作成していますか？	
2	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入していますか？	
3	提出先	事業者において行っている主たる事業を所管する大臣(Ⅲ-102 ページ)を、提出先としていますか？ 次の事業所管大臣の場合は、提出先は地方支分部局長です。 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、 経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 大臣名と該当する地方支分部局長名(Ⅲ-105 ページ)を記入していますか？(例： 経済産業大臣(関東経済産業局長))	
4	請求者(住所、氏名、法人番号)	住所、氏名、法人番号 請求日時点の「事業者」の住所、代表者氏名及び法人番号を記入していますか？ ・「事業者」の主たる事務所(本社等)の住所、郵便番号 ・事業者名(登記上の名称)、代表者の役職名、氏名 ・13桁の法人番号 代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入していますか？ なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
5	公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思科する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第13号若しくは第14号に掲げる事項	温室効果ガスの名称等 次のいずれかを記入していますか？ エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)、 調整後温室効果ガス排出量、 国内認証排出削減量、海外認証排出削減量、非化石電源二酸化炭素削減相当量、 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	
	排出量	当該ガスの排出量の合計量を、CO₂に換算したトン単位の量で記入していますか？ その値は、温対法様式第1の第1表、第2表、第5表の1、第5表の7、別紙第1表、あるいは省エネ法定期報告書の特定・第12表1、2、3、6の1、6の7又は認定・第5表1、2、3、6の1、6の7、又は指定・第10表で記載した量と一致していますか？	
6	権利利益が害されるおそれがあると思科する理由	権利利益が害されるおそれがあると思科する権利利益の具体的な内容を記載していますか？	
7	権利利益が害されるおそれがあると思科する理由の根拠となる事実	次のような内容を具体的に記入していますか？ ・請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明 ・権利利益が害されるおそれがあると思科する背景となる事情(温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等) ・請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより請求の権利利益が害される具体的な事情	

(3) 温対法様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	提供年月日	情報の提供を行う年月日を記入していますか？	
2	提供者 住所、氏名又は名称、 法人番号、代表者の氏 名	報告日時点の「事業者」の住所、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名を記入していますか？ ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・氏名又は名称：法人の場合は登記上の名称、個人の場合は氏名 ・13桁の法人番号 ・代表者の役職名、氏名	
3	該当するいずれかの 番号を記載	様式第2に記載する情報について、次のとおり記入していますか？ ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみに関する場合は、「2」です。	
4	特定排出者コード	「特定排出者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式第1『特定排出者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定排出者コードを記入していますか？	
5	事業所番号	温対法様式第1とともに提出する場合、様式第1の第6表に記載された事業所番号を記入していますか？	
6	エネルギー管理指定工 場等番号	『3. 該当するいずれかの番号を記載』が「2」の場合であって、提供の対象となる特定事業所が省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等の指定を受けている場合、当該事業所のエネルギー管理指定工場等番号を数字7桁で記入していますか？	
7	事業所の名称	『3. 該当するいずれかの番号を記載』が「2」の場合、提供の対象となる <u>特定事業所</u> の名称を記入していますか？	
8	1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報 2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報 3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報 5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報 6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報 7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報 8. その他の情報	いずれかについて情報を記載していますか？	
9	担当者（問合せ先）	行政側から問合せを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入していますか？ ただし、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はありません。	